

第百六十六回国会 参議院法務委員会会議録第二十一号

平成十九年六月十四日(木曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

六月十三日

荻原 健司君
二之湯 智君

補欠選任

若林 正俊君
山東 昭子君

六月十四日

弘友 和夫君

補欠選任

木庭健太郎君

出席者は左のとおり。

委員

山下 栄一君
岡田 広君
松村 龍二君
築瀬 進君
木庭健太郎君

委員

山東 昭子君
陣内 孝雄君
谷川 秀善君
江田 五月君
千葉 景子君
角田 義一君
前川 清成君
松岡 徹君
浜四津敏子君
仁比 聡平君
近藤 正道君

副大臣

法務 大臣 長勢 甚遠君
法務 副大臣 水野 賢一君

国務大臣
法務 大臣 長勢 甚遠君
法務 副大臣 水野 賢一君

大臣政務官

法務大臣政務官 奥野 信亮君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務 小川 正持君

総局刑事局長

常任委員会専門 田中 英明君

事務局側

警察庁刑事局長 繩田 修君
法務省民事局長 寺田 逸郎君
法務省刑事局長 小津 博司君
法務省矯正局長 梶木 壽君

政府参考人

警察庁刑事局長 繩田 修君
法務省民事局長 寺田 逸郎君
法務省刑事局長 小津 博司君
法務省矯正局長 梶木 壽君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下栄一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、二之湯智君及び荻原健司君が委員を辞任され、その補欠として山東昭子さん及び若林正俊君が選任されました。

また、本日、弘友和夫君が委員を辞任され、その補欠として木庭健太郎君が選任されました。

○委員長(山下栄一君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認め、それでは理事に木庭健太郎君を指名いたします。

○委員長(山下栄一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁刑事局長繩田修君、法務省民事局長寺田逸郎君、法務省刑事局長小津博司君及び法務省矯正局長梶木壽君を政府参考人と

して出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下栄一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下栄一君) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岡田広君 自由民主党の岡田広です。

今日は午前中、陪審法廷そして東京地裁と、視察、見学をさせていただきました。やっぱり百聞は一見にしかずという言葉がありますが、大変私

もいろいろ感じさせられることがありました。特に東京地裁ではビデオリンク、遮へい、被害者参加人の意見陳述と、そしてまた東京地裁の被害者

参加人が使うであろう待合室と、大変狭い部屋ではないからこのぐらいでという所長からの

お話もあつたわけですが、やっぱりあの室内に入つてみましたら、花瓶にお花が入っている

絵が一枚だけありまして、何となく私の感じでは殺風景という感じがしてなりません。そういう中で、やはり被害者参加人があそこで待ち合

うということになりますと、やはり心の緊張感とか、いろいろ心の葛藤もあるんだらうと思ひますが、もう少し落ち着くような、精神的に落ち着くような工夫をされることをこれは要望しておきたいと思ひます。

今日は、昨日参考人質疑もありました。被害者参加制度につきまして、そして損害賠償命令というところで、二点について参考人質疑があつたわけでありまして、その二点を中心にお尋ねをしたいと思います。

今回の被害者参加制度については様々な懸念が示されております。その懸念も踏まえまして議論を続けてきたわけでありまして、昨日は参考人の方々から率直な御意見を伺つてまいりました。今回の参加制度は刑事司法の構造を大きく変容させかねないものである。刑事司法においては訴訟、起訴及び訴訟遂行を国家機関である検察官にのみ認め、被告人の無罪推定原則の下に有罪立証は検察官の責任とされて、被告人、弁護人側はこれを弾劾するといふ二当事者対立構造が取られてきたわけでありまして、この参加制度においては、犯罪被害者等は一定の制約があるとはいえ、検察官とは別個の、当事者の立場で証人や被告人に尋問したり、求刑について、この求刑については昨日の参考人質疑の中でも求刑ではないという意見も参考人からありましたが、私は求刑という言葉でお話をさせていただきたいと思ひますが、この求刑について意見を述べたいと思ひますが、この求刑に報復感情といったものが影響してくることは否定できない。被告人、弁護人は、検察官だけでなく犯罪被害者等とも対峙しなければならぬ

けでありますから、被告人の防衛権の行使にとつて負担が過重となることは避け難いという、こういう意見もたくさん司法関係者の方々から寄せられております。

そのほかにも、この参加制度は被告人を萎縮させ、刑事裁判における真実の発見にとつて支障を来すおそれがあるとか、たくさんの意見が出されたわけでありませぬけれども、私はこの議論を通じまして、いろいろ本制度においては様々な工夫がなされていることから、この指摘されているような懸念は、この法案が成立した後、長勢大臣が答弁をされておりますようにいろんなケースが考えられるだろうと思ひまして、それに対しては万全な対応をしていくという答弁もありましたから、この制度による、しつかりと国民に理解される制度にしていきたいということをお願いしておきたいと思つておられます。

そして今日はこの被害者の方々、今日現場を見てきましたけれども、被害者の方々の刑事裁判への参加が具体的にどのように行われるかというのを刑事裁判のの流れに沿つてお尋ねしていきたいと思つておられます。

まず、この被害者参加の制度の参加の申出の手続についてお尋ねをしたいと思います。

この法案による改正後の刑事訴訟法三百六十六条の三十三において、被害者参加は、被害者又はその委託を受けた弁護士が検察官を経由して裁判所に対して参加の申出を行い、裁判所がこれを相当と認めて許可する決定をした場合に認められることとされておりますが、この申出や許可の決定は刑事手続のどの段階から行うことができるのか、そしてまた被害者の方々の参加はどのような場合に許可され、どのような場合に許可されないのか、これは法務省小津局長にお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(小津博司君) お答え申し上げます。まず、参加の申出や許可を行うことができる時期についてでございますが、本法律案による改正

後の刑事訴訟法三百六十六条の三十三は、被告人の手続への参加の申出を行うことができることとしておりまして、被害者又はその委託を受けた弁護士は、検察官が当該事件を起訴した段階から参加の申出を行うことができまして、また、裁判所は第一回公判期日の前であつてもこれを許可する決定を行うことができるわけでございます。

次に、どのような場合に参加が許可され、あるいは許可されないかという点についてですが、まず前提として、本制度は殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪など、その対象犯罪が定められておりますので、そのような犯罪の被害者の方々のみ参加の申出ができることとされております。そして、被害者の参加は、裁判所が検察官や被告人又は弁護士の意見を聞き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときに許可されることとなります。

参加が許可されない場合といたしましては、例えば暴力団の対立抗争事件のように、被害者が被告事件の手続に参加して訴訟活動を行うことを認めると法廷の秩序が乱されるおそれがあるような事件もありませんので、このような事件は犯罪の性質を考慮すると相当とは認められないとして参加が許可されない場合もあると考えられます。また、例えば被告人と被害者との仲がかねてから非常に険悪で一触即発の関係にある場合や、被告人と被害者が暴力団の組織内で上下関係にある場合など、被告人との関係を考慮すると参加を許可することが相当とは認められないと判断されることもあると考えられております。

○岡田君 参加の申出が許可されて被害者参加人の地位が与えられた被害者は、三百六十六条の三十四において、原則として公判期日に出席することができるとされております。そこで、公判期日に出席する被害者参加人は法廷内でのどのような位置に座るのか。先ほど東京地裁でも伺いましたが、なかなか場所、どこということの明確な回答はありませんでしたけれども、まあ弁護側に座るといふことはあり得ないんたろうと思ひます。

けれども、これ、座る位置についてももう決まっているのかどうか、そしてまた例外的に被害者参加人が公判期日に出席することができない場合としてどのような場合が考えられるのか、これも小津局長にお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(小津博司君) 被害者参加人が法廷内でのどのような位置に座ることとなるかにつきましては、法廷の施設の状況等を踏まえて個々の事件を審理する裁判所において判断されることとなるものと考えられますけれども、本制度におきましては、被害者参加人は検察官との間でコミュニケーションを保ちながら訴訟活動を行うことが重要であると考えられますので、その点を考慮した座席になると考えられます。

次に、例外的に被害者参加人が公判期日に出席することができない場合についてですが、この点につきましては本法律案は、裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと思われるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができると思ひます。

例えば、被害者参加人が後に証人として出廷することが予定されている場合において、その証言の信用性を確保するために、他の証人尋問が実施されている間に公判期日に出席することが審理の状況から相当でないと思ひされる場合もあり得ると思ひます。

また、例えば、多数の被害者参加人の全員が出席を求めて調整が付かず、法廷の広さ等にかんがみますと全員の出席を認めることができないというような場合には、被害者参加人等の数から相当でないと思ひされるような場合もあるのではないかと考えられます。

○岡田君 被害者参加人は、三百六十六条の三十五において、当該被告事件についての検察官の権限行使に関し検察官に意見を述べることができ、検察官は必要に応じて説明をしなければならぬこととされております。

てこのような意見を述べたり説明を受けたりすることができるのでしょうか。また、このような検察官と被害者参加人とのやり取りは具体的にどのような機会にどのような場所で行われるのか、小津局長にお尋ねいたします。

○政府参考人(小津博司君) まず、被害者参加人が意見を述べたり説明を受けたりすることができ、本法律案におきましては、被害者参加人は当該被告事件についての刑事訴訟法の規定による検察官の権限の行使一般について検察官に対して意見を述べ、必要に応じて検察官から説明を受けることができることとされております。

したがって、被害者参加人が意見を述べたり説明を受けることができる対象は、参加人自ら直接行うことができる証人尋問、被告人質問、それから事実又は法律の適用についての意見陳述に関するものに限られるわけではございません。訴因設定権や証拠調べ請求権を含めて、検察官が当該被告事件について刑事訴訟法上所有しているすべての権限に関する事項が対象となります。

具体的には、例えば検察官が傷害致死の訴因で起訴をいたしましたのでその裁判が行われている場合に、被害者参加人は検察官に対して訴因を殺人に変更すべきだという意見を述べることができ、これを受けた検察官は、仮にそのように訴因を変更しないという場合にはその理由を被害者参加人に説明しなければいけないということになるわけでございます。

次に、具体的に両者のやり取りがどのように行われるかでございますけれども、検察官と被害者参加人が面会いたしましたり電話等で連絡を取ったりする際に、適宜このようなやり取りが行われることになると思ひます。

例えば、公判期日の前におきましても、参加人と密接にコミュニケーションを図つて、要望を十分に踏まえながら適切な訴訟活動を行うためにいろいろと打合せをするということが考えられますが、その際に被害者参加人が意見を述べたり検察

官が説明をするということが考えられます。

また、公判の当日におきましても、その開始前あるいは休廷時間などに検察庁や裁判所内の控室など適当な場所においてこのようなやり取りがあるということも考えられますし、場合によっては公判中でありましても必要に応じて、例えばメモをやり取りするなどの適宜の方法でやるということも考えられようかと思えます。

○岡田広君 ありがとうございます。

次に、被害者参加人が行うことができる具体的な訴訟活動の内容についてお尋ねをしたいと思います。

三百六十六条の三十六の第一項において、情状に関する事項についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項に限って認められることとされおられますが、具体的にどのような尋問が認められるのか、小津局長にお尋ねいたします。

○政府参考人(小津博司君) 被害者参加人が行うことが許されますのは、情状に関する事項のうち犯罪事実に関するものを除く事柄について証人の供述の証明力を争うために必要な事項と、こういう趣旨の規定でございます。

例えば、被告人やその親族による示談や謝罪の状況など、犯罪事実に関係しないいわゆる一般情状に関する事項について、証人が既にした証言の信用性を争うために必要な事項について尋問するというところでございます。

例えばでございますけれども、被告人の親族が被害者の自宅を訪問して謝罪したところ被告人の犯行を許してくれたというふうな証言した場合に、その証言がうそだというふうな尋問をその参加人の方がその詳細について尋問をするということなどが考えられようかと思えます。

○岡田広君 被害者参加人の証人尋問の申出につきましては、条文の中で、検察官の尋問が終わった後、直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならぬとされておりましても、この申出やそれに基づく被害者参加人による尋問はどのような手順で行われるのか、具体的な

例がありましたら小津局長からこれも御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人(小津博司君) 先ほどの御答弁で、被告人の親族が被害者の自宅を訪問して謝罪したと許してくれたと証言した場合を申しましたので、この例で申し上げますと、そのような証言があったにもかかわらず検察官がその点について何ら反対尋問をしなかったと、そこで被害者参加人としてはその謝罪したこと自体がうそだということとを明らかにしたいと考えたといえます。この場合に、被害者参加人は検察官に対して、検察官の尋問が終わった後、直ちに尋問事項を明らかにして申出を行います。この申出は、通常はこういう場合ですと公判廷において口頭で検察官に告げるといえることになるわけでございます。その申出はそれほど詳細である必要はないわけでございます。うそであることを証明するために、それでは被害者の自宅がどこにあるかを知っているのかなどということをお聞きしたいというようなことが考えられます。

それから、その申出を受けた検察官は、これを検察官自ら尋問することが適当かどうかということをお考えまして、自らがやった方が適当だと考えれば追加して自分がやるわけでありますが、今のような例ですと、被害者参加人自身に直接尋問してもらった方がいいということもありません。

そのようにならぬに判断いたしました場合には、それが相当だという意見を付けてその申出を裁判所に通知すると、これももちろん口頭で公判廷で告げるといえることになるわけでございます。

そして、その申出を受けて、裁判所は被告人又は弁護人の意見を聴きました上で、法律上の要件を考慮して相当と認めれば証人尋問を許すということになると、このような流れになるかと思えます。

○岡田広君 被害者参加人の被告人質問の申出についても、条文の中で、あらかじめ質問する事項を明らかにして検察官にしなければならぬとされておりましても、この申出やそれに基づく被害者

参加人による質問はどのような手順で行われるのか、これについても小津局長にお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(小津博司君) まず、具体的な例といたしまして、遺族である被害者参加人が被告人に対して直接聞いたほしいというふうな思っている場合を想定したいと思います。

この点、被害者参加人の中には、公判期日の前からただいま申し上げたようなことを被告人に対して直接聞いたほしいと考える方も多いかと思えますが、そのような場合には、検察官は公判期日の前におきましても被害者参加人と緊密に話をいたしまして、その際に被害者参加人が検察官に対して申出を行うということも考えられるわけでございます。この申出は、口頭や書面等の適宜な方法で検察官に伝えることにより行われることになるわけでございます。

被害者参加人が公判廷で実際に弁護人の質問等に対する被告人の供述を聞いた上で、そのような事項を直接聞いたほしいと考える、つまり事前にはそこまで考えなかつたけれども、公判廷でそのように聞いてそのように考えるようになったという場合もあり得ると思えますが、その場合は公判廷で検察官に対して通常は口頭でその旨の申出を行うということになると思われます。

いずれの場合も、被害者参加人は申出の際に質問事項を明らかにする必要があるわけでございます。例えば、被告人の被害者に対する現在の心境について質問するということをおっしゃっていただくということになるかと思えます。

このような申出が出ました場合に、検察官としては、これを直接被害者参加人に質問してもらったことが適当だと考えまして、そのような意見を付けて裁判所にその申出を通知すると、この通知につきましても、公判期日の前でございますら電話その他の方法で裁判所に伝えるということがありうかと思えますが、公判廷では通常口頭で告げることになるかと思えます。裁判所の方は、被告人又は弁護人の意見を聞いて、法律上の要件を考

慮して相当と認めればその質問を許すということになるかという、そのような流れでございます。

○岡田広君 小津局長から被害者参加人の証人尋問あるいは被告人質問の申出について御答弁いただきましたけれども、今回の被害者参加制度につきましては、被害者参加人の被害感情や復讐心があらわになつて質問がエスカレートをするのではないかという懸念が一方にあるわけでありまして、今、今の答弁を伺つてますと、被害者は事前に検察官を通じて質問内容を申し出るなどの制約があります。そういう中で、被害者のむき出しの感情が法廷に出るわけでないという、冷静な審理が十分確保できるのではないかという昨日の参考人の意見もありましたが、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) 御指摘のように考えております。

○岡田広君 ありがとうございます。

それでは、被害者参加人による質問や尋問について今説明してもらつたわけですが、被害者が参加する刑事裁判の審理が適正、円滑に行われるためにも、万が一にも被害者参加人の尋問等が違法、不法なものである場合に、これを適切に制限することも必要であると考えます。本制度においては、このような尋問等の制限はどのような場合に行われるのか、法務当局にお尋ねいたします。

そしてまた、万が一にも違法、不法な尋問等があった場合は、裁判所が訴訟指揮によりこれを適切に制限することが重要であると考えられますけれども、この点については最高裁判所のお考えをお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(小津博司君) まず、被告人質問について申しますと、質問事項が既にした質問と重複するときは事件に関係のない事項にわたるなど相当でない場合、あるいは公開の法廷で被害者特定事項を明らかにしない旨の決定がなされた事件において質問がそのような事項にわたる場合、あるいは質問が被害者参加人の意見の陳述をするために必要がある事項に関係のない事項にわたると

きには、裁判長は被害者参加人等による質問を制限することができるかとされています。

また、被害者参加人等による証人尋問につきましては、ただいま申し上げました重複した質問でありますとか、被害者特定事項に関するもののほか、証人等の身体等に危害が加えられるおそれがある場合に尋問が証人の住居等に及ぶ場合、これは現行の刑訴の二百九十五条の第二項に關係することですが、こういう場合でありますとか、それから尋問が犯罪事実に関する事項に及ぶ場合や証人の証言の証明力を争うために必要な事項以外の事項に及ぶとき、こういう場合に裁判長が被害者参加人等の尋問を制限することができるということでございます。

例えば、情状証人が事件の目撃者でもあつたような場合に、被害者参加人がその目撃状況について尋問するということが犯罪事実に関することではないかと、このように尋問は制限されるということになりますし、また、被告人に対して怒りや憎しみの気持ちをぶつけるために繰り返し厳しい言葉を投げ掛けるというふうなことがもしございましたら、それは意見の陳述をするために必要がある事項に關係がないということで制限されるということになるかと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(小川正持君) 答え申し上げます。

被害者参加人による尋問それから質問はこの法律によって認められるものでございますので、この法律で予定されていない違法、不当な尋問等がなされた場合には、委員御指摘のとおり、裁判所といたしましては適切に制限することが重要と考えております。

○岡田広君 時間がなくなってきましたので、ちよつと質問を飛ばします。

この被害者参加人の行う事実又は法律の適用についての意見の陳述は、証拠とはならない純然たる主張となることが条文上明らかにされています。裁判員裁判において適正な審理、判断が行われるためには、この点を含め、証拠となる

ものとならないものの区別について裁判官が裁判員に対して分かりやすい説明を行い、裁判員の方々に的確に理解をしていただくことが重要であると思ひますが、この点について最高裁判所のお考えをお尋ねしたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(小川正持君) 答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、被害者参加人の行う事実又は法律の適用についての意見の陳述を含め、証拠となるものとならないものの区別につきましても、評議等の場で議論をする中で裁判官が裁判員に十分説明して、裁判員に的確に理解していただくことが重要と考えております。

また、被害者参加人の意見陳述は、証拠調べ終了後、検察官の論告求刑の後に行われるものでありまして、手続上、証拠調べとの区別がなされているものと理解しておりますが、個別の事案でこの点について疑義が生じる場合には、検察官や弁護人においてもその点を指摘する機会があるものと承知いたしております。

○岡田広君 ありがとうございます。

損害賠償命令の制度についてお尋ねしたいと思います。

この制度の重要な意義は、被害者の方々を簡易迅速に救済するという点にあると思ひます。この点についてはもうこれまで議論をされてきましたが、さらに、被害者の方々の救済という観点といたしましては非常に大事でありますので、これは最後に大臣の御意見をお尋ねをしたいと思っております。

この被害者の方々の救済が大切である一方、被告人の防御権が侵害されるようなことがあつてはならないわけでありまして、また、しかし新しい制度でありますから、平成二十一年五月までに施行される裁判員制度の關係で本当に問題はないのかという視点も大切であると思っております。この点については、先刻、長勢法務大臣から御答弁をいただきまして、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

であります。最後に、被害者の方々の施策というものは本法律案に盛り込まれたものに尽きるものではないわけでありまして、犯罪被害者等基本計画においては、多くの省庁にまたがって二百五十八もの施策の検討と実行が求められているわけでありまして、引き続き、政府を挙げて各種施策に取り組むことが大変重要であり、今後法務省において被害者の方々のための施策を推進、実行していくものと期待をしておりますが、改めて、長勢法務大臣にその決意を伺ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(長勢甚遠君) 御指摘のとおり、この犯罪被害者の訴訟参加また損害賠償命令制度、今回画期的なものだと思ひますが、これで被害者のための施策が終わりというわけではございません。御指摘のとおり、基本計画でも二百五十八の取り組むべきことというものが定められておるわけでございますから、これを政府挙げて、これ各省にまたがりますけれども、一生懸命やつていかなければならないと思ひます。

法務省におきましても、特にこの法案にも関連して、法律に頼るというだけではなくて、併せてというかその前提として、犯罪被害者の方々と検察官とのコミュニケーションの充実を図る、あるいは犯罪被害者の方々に對する情報提供の拡充というふうなことも、するべきことではないか、更にやるべきことではないかということもやつていかなければならないと思ひますし、先ほど申しましたように、各省挙げてこの問題に、いろんな施策の充実にも努めるように努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○岡田広君 ありがとうございます。

是非しっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

この被害者参加制度の本法案につきましては、この委員会でも様々な意見が出されました。本制度は当事者主義に反するのではないか、あるいは無罪推定の原則に反するのではないかとか、被害

者参加は裁判員に不当な影響を与えないかとか、本制度が導入されると報復の連鎖が起るのではないかとか、あるいは被害者が被告人から攻撃されて二次被害を受けるおそれはないかとか、たくさん意見、懸念がこの中でも出たわけでありまして、しっかりとそういうことに耳を傾けながら、十分検討しながらいい制度を作つていただくことを要望して、質問を終わりたいと思ひます。

○梁瀬進君 被害者参加制度の質問に入る前に、長勢大臣の個人的なことについて若干、直前の通告でございましたけれども、御質問をさせていただければと思っております。

昨今、随分様々週刊誌等をにぎわしてらっしゃるといふことですが、そのことについては私は聞きません。今日は新聞を、先ほどは視察から帰つてきて今朝の新聞をチェックさせていただきました。こんな記事が出ておりました。法務大臣、実家を未登記と。長勢甚遠法相が資産公開している富山県魚津市の実家の建物が未登記の状態となつてることが十三日、分かつたというふうなことでございまして、まず、民事局長、急遽来ていただいたんですが、この新聞によりまして、法務省民事第二課によると、建物を所有したにもかかわらず登記を怠ると不動産登記法違反に当たると、こういうふうな記事が出ておりました。

不動産登記法の規定がどうなつていふのか、違反した場合の罰則等がどうなつていふのかについて、まずは確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは法律の規定の一般論で申し上げるわけではございませんけれども、御承知のように、建物、土地の登記簿がございまして、その登記簿を備えた場合に、表題部、表題部、これは昔から表示登記ということで概念上整理されておりますけれども、その登記と、権利の登記、つまり所有権、抵当権等がどなたにその

権利が帰属するかという部分と、二つあるわけ

でございます。このうち、表題登記につきましては、これは登記の義務を負っているわけでございまして、所有者の方あるいは登記名義人の方がその登記をする義務が課せられておりまして、この義務に違反いたしますと最高十萬円の過料の制裁を受けると、こういうことになっているわけでございませぬ。

○築瀬進君 確認なんです、その力料というのはとが料ですか、過ち料ですか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 過ち料でございませぬ。

○築瀬進君 過ち料というのは、言うならば行政罰としての過料十萬円ということのようでございませぬ。

表題登記、表題部の登記を怠っていたかどうかということなんです。これから本題の質問に入る前に一部で報じられていた等の記載もございませぬ。ということで、これから本題の質問に入る前に恐縮なんです、表題の登記を怠っていたのかどうかということの確認と、それから九五年当時にこの登記がされていなかったということの御認識をお持ちになっていたのかどうかと、この二点をちよつと確認させていただきます。

○国務大臣(長勢基遠君) この問題、記者からの御質問で指摘をされて調べてみました。

事実を申し上げますと、この土地は私が父から相続をした建物でございませぬ。土地と建物を相続しておりますが、この土地については私のものとして所有権登記がされておるわけであります。建物については祖父の名義で登記がされておるというのが事実でございまして、これについて、今おっしゃった時期に指摘があったんではないかと思つた、記憶が正確ではないんですが、あつたと思つた、当時、司法書士さんですか、相続を担当していただいた方に、当時も当然相続のときにきちんとされていたものと思つておりましたので、その指摘があつたときも確認をして、しか

るべく登記をするようにお願いをしたというふうな思つておるんですが、その後、それがちゃんとされておるかどうかを確認しないままに今日になつてまいりまして、今は私のものとしての表題登記がされてないというの事実でございまして、これは誠に申し訳ないことだと思つてます。早速きちんと調査をした上で必要な登記手続を取りたいと、このように思つております。

○築瀬進君 確認なんですけれども、この部分に余りこだわらぬ気持ちはないんですが、表示の登記はあるけれども権利の登記が怠られていたということもございませぬ。

○国務大臣(長勢基遠君) 正直言つてこの問題、非常に法律難しいんでよく理解できなかったときもあつたんですが、簡単に言うと、権利の登記の部分で私の祖父の名前になつていまして、私の名前に書き換わつていないことだと理解をしております。

○築瀬進君 今の答弁ですと、表示の登記はあるという形になれば、これ不動産登記法違反の問題はどうなんですか、寺田さん。

○政府参考人(寺田逸郎君) ちよつとこれ、事実関係を立ち入るので余り適当ではないかもしれませぬけれども、私も承知している範囲では、一応建物の表題の登記といふのはされておる、その表題部の所有者欄に今おっしゃられました祖父の方の名義が書かれておるわけでございませぬ。ただ、この建物は、お聞きするところでは、実態、今建っている建物と相当変化があつて、増築等いろいろなことがされておるわけでございませぬ。これは変更の登記をしていただく必要があるわけでございます。

いすれにしても、権利の登記は全くされてない状態でございます。

○築瀬進君 そうなりますと、更に質問しなきゃならないけれども、その変更登記、表示の登記が、建物の何と申しますか状態がもうかなり変わつてしまつたんで、新しい表示の登記をしな

ければならない。それが変更登記だとするならば、それを怠らなかつた大臣のことといふのは過料の対象になるんじゃないんですか。どうでしょう。

○政府参考人(寺田逸郎君) これは具体的にどうなるかということをお答えするのを避けたいと思つておるんですが、一般的に申し上げますと、今、築瀬委員のおっしゃつたとおり、建物に大幅な変更があつて、そこで新たに変更の登記をしなきゃならないというふうな状態のようでございませぬ。それでございませぬと、その変更登記をする義務がございまして、それを怠れば先ほど申したように過料の制裁があると、こういうこととございませぬ。

○築瀬進君 これは是非とも、これは法務大臣というお立場でもございませぬ、先ほどの御答弁だと、大臣の御答弁だと過料の対象にはなつていないということになるんだけれども、今のいわゆる同一性が失われてそして表題部の変更登記を怠つていたという形になりますと、これ過料十萬円を払つていただかなければならないんです。これを大臣として誠実に処理していただきたいと思います。

○国務大臣(長勢基遠君) 今専門家の先生と民事局長でお話があつたようなことまで余り私もよく存じないままに今日ございまして、私が相続してから少しも建物は変えていないものから、どういふことになるのかよく分かりませんが、いすれにしても、どういふんですか、私が大臣ではございませぬ、登記の担当の方の指示に従つて対処したいと思います。

○築瀬進君 法務大臣でございませぬ、きちんとした、法にのつた処理をしていただければよいに心からお願ひをしたいと思います。

それでは、本日の本題でございませぬ被害者参加制度についての質問に入らせていただければと思つております。

今日も、先ほど岡田委員の方から百聞は一見にしかずというふうなお話でございまして、午前中、横浜の桐蔭でしたかな、桐蔭学園という大学

で横浜地裁の特号法廷、わざわざ、B C級の戦犯が裁かれたという場所でもあります、そういう歴史的な意味もあれば、また刑事司法というそういう観点から見ても、昔のいわゆる刑事法廷の状況がどうだったのか。そして、あれは昭和三年に導入をされた陪審員制度の中で、陪審員がどういふふうな席を与えられておる、被告人がどこに座つて、弁護人がどこに座つて、そして裁判官がどこに座つて、検察官がどこに座つてということとが全部リアルに再現をされておる、私は古い時代の刑事司法の姿というふうなものがひときわ印象に残りました。

もう皆さん行かれたんで御記憶のとおりなんですけれども、私が一番なるほどと思つたのは、正面にいわゆる裁判官の席がございまして、ひときわ高い位置にありますけれども、その向かつて、私どもから見て左隣に検察官が座つて、そして、被告官の今度右隣には書記官が座つて、そして、被告官あるいは弁護人等の位置は一段下がつたところに置かれておる。陪審員のシートはそれと向かい合つたところに十二のいすがあるわけでございまして、正に戦前の刑事法廷というふうなものは極めて裁判官の職権主義的な指揮の下に行われておる、裁判と検察が一体となつていたという、そういう姿が非常にリアルに見えてきたわけでございます。

ところが、御案内のとおり、新しい刑事訴訟法ができて、戦前の刑事司法の姿が職権主義から当事者主義に大変大きく変更をされた、このように私どもも刑事訴訟法の勉強をするときには教わるわけでございませぬ。正にそういう意味で、新しい憲法がこの日本に公布をされる、それと相前後する形で刑事司法の姿も職権主義的な姿から当事者主義的な姿に大きく変わつていくと、こういうふうな状況があつたと思つておるわけでございませぬ。

私は、正にそういう意味では、当事者主義の導入というふうなものは非常に刑事司法における人権、特に被告人の人権という形で、それが憲法が

導入した基本的人権の尊重、憲法の中にもかなりそういう意味では刑事司法に關する人権規定が置かれました。それと相前後する形で当事者主義の導入ということであつたと思うんです。正にそういう意味では、人権感覚の推移とともに職権主義が当事者主義に変わつていったという、こういうふうな歴史的な経緯を持つていてと認識をまずはおくべきなのかなと、このように思つておるんですけれども、大臣の御見解をいただければと思います。

○国務大臣(長勢甚遠君) 御指摘のとおり、刑事訴訟においていわゆる職権主義から当事者主義に変わったのは、現行の刑事訴訟法において初めてそういうふうになつたわけでございまして、刑事訴訟法の目的においても、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することとがうたわれているわけで、それを達成するために適した訴訟手続として現行の刑事訴訟法、いわゆるその当事者主義が採用されたものというふうな承知をいたしております。

○築瀬進君 大臣もお認めになつていただいたように、日本国憲法で三つの基本原則の一つとして基本的人権の尊重というものが刑事司法の現場に現れてきたのが当事者主義というふうなことであると思つております。
ただ、私は、実はそこに様々な問題を含んで、それがまた現在まで引つ張つていられる問題もあるんじゃないのかなと思つていられるんです。というのは、当事者主義というものは正にそういう意味で刑事司法の最終的な目的が一人一人の個人の尊厳あるいは人権を守る、こういうふうな大きな理想を持つていたんですけれども、一方で、日本の警察あるいは検察の現場に流れていた強い職権主義というふうなものはいかに根深いものがある、結局その当事者主義というふうなものを持ち込んできた人権尊重というふうな観念が一方的に被告人の側だけに現れてしまつたのかなと。

そして、その反面として、犯罪の被害者の側の人権というふうなものも、非常にそういう意味では光と影ではありませぬけれども、影の方に置かれて、随分長い間たつてきたんではないのかなと、こういうふうに見るべきなんではないのかなと。正に、昨日の参考人でもサリン事件の高橋シズエさんのお話の中で様々な御指摘があつたわけでございます。

その一つ一つの御指摘について、実はこれからちよつと丁寧に質問をさせていただきたいと思つておるんですけれども、冒頭に、まずそういう意味では、なぜここに来てこの被害者参加制度というこの大きなうねりがこの日本に出てきたのか。正にそういう意味では、被害者の皆さんがずつと自分たちの尊厳やら、あるいはプライバシーやら、あるいは人権というふうなものが刑事司法の中でないがしろにされてきたという一種の疎外感、あるいは喪失感、あるいはそれから出てくる刑事司法への信頼の喪失というふうなものに結び付いてしまつた、そういう大きな一つの風潮の社会的な感情といえますか、その背景にあつた原因、これ大臣、どのようにお考えになつておられるのか。まず、出発点での御認識を聞かせていただければと思つております。

○国務大臣(長勢甚遠君) これまでこの刑事司法について被害者の方々からは、例えば被害者は刑事裁判において証拠として扱われていぬにすぎない、事件の当事者にふさわしい扱いを受けていないという御批判ですとか、被害者は審理の推移を傍聴席で見ているしかなく刑事裁判の蚊帳の外に置かれていぬという御批判もありましたし、また被告人、一般には加害者ということになるんですけども被害者の権利は全くないがしろにされていぬというふうな声も言われてきたところでございまして、今先生御指摘のように、刑事裁判に対する疎外感というものが非常に強く言われてきたわけでありまして、これは率直に受け止めなければならぬというふうな考えます。

その原因はどこにあつたんだろうということでありまして、先生からはかつての職権主義の残滓がそういうところに現れているのではないかと、御指摘であつたかと思つていますが、具体的にどういふことかは別にして、そういうものが全くなかつたというわけではないかもしれないなということとは反省をしなければなりませんし、またどうしても、右から左へ変わったわけですから、その反動、行き過ぎたというか、という面もあつたのかもしれませんし、いづれにしても、そういうことから被害者の方々がそういう意味でのいろんな思いを持つておられたということがやっぱり対応しなきゃならぬということが今回こういう議論をさせていただいております要素であつたことは事実でありまして、是非、今回の被害者参加の制度、早急に成立させていただいて、こういう問題に対応できるようにしたいものだというふうな考えをしております。

○築瀬進君 今回の被害者参加制度が入つた形での我が国の刑事訴訟の制度がどういふふうな形になつていくのかということについては、なかなか学者の意見を聞いても、英米流でもない、また大陸法系でもない、日本独自のものだというふうな説明が参考人の学者の方からもございましてけれども、正に日本独自のものというふうな言い方で説明せざるを得ないような、ちよつと訴訟構造の本質の流れにどういふふうな位置付けたいのかということについてまだまだ議論が定まつていないような感じは私は受けております。

ただ、私は、そういう意味では、やっぱりある意味でその当事者主義の構造をしっかりと守つた形で、今までもその当事者主義それから刑事司法における人権という、被告人の人権がクローズアップを、どちらかという傾いて傾斜的にされてきたものを、今回は被告人も、それから被害者も、とにかく国民全員の人権をしっかりと守つていく、それがその当事者主義の基本にある考え方なんだと。

の人権もともに尊重をするという、そういう観念を刑事司法の、これから捜査から、それから検察、そして裁判、この全体に流れる一つの大きな基本的な考え方としてきつちりと位置付けさせるということがこの今回の法律のある意味で大変大きな歴史的な意味であるというふうな理解すべきなんではないのかな、こういうふうな当事者主義の理解を、正に被告人も被害者ともに人権を尊重する、そして刑事司法も、正に人権の最大の侵害である犯罪というふうなものをすべてにわたつて救済をしていく、そのための大きな手続なんだという、何といひますかね、この刑事司法の中に人権尊重というふうなものを一貫した大きな流れとして位置付ける、それがこの法律の意味なんだというふうな考えるべきだと思つておるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(長勢甚遠君) やや講義的な話になりつつあるようで、私、先生ほど専門家ではございませんが、そういう意味で印象的に申し上げることはお許しをいただきたいと思つておるんですが、いわゆる今回の改正で当事者主義の原則を変えてきた、先ほど来御指摘の問題点を解消して被害者の方々の権利の保護に当たろうというのが今回の法案でございまして、おっしゃる通りに、訴訟全体、刑事手続全体が加害者、被害者併せて人権を大事にしたものであるべきだというのはおっしゃるとおりだろうと思つております。それは当然、それに当たる検察、弁護士さん、裁判官、それぞれがそれぞれの立場で役割があるわけでありましてけれども、それぞれが加害者、被害者、すべての人権を大事にするという流れを持つていかなきゃならぬと。その一つの大きなステップになるということも期待したいと思つております。

○築瀬進君 先ほど、東京地裁のビデオリンクやら遮蔽というふうな形で被害者の皆さんへの大変裁判手続の中での配慮というふうなものをしっかりと組み込んだ新しい工夫というふうなものも見

させていただきました。しかし、これがつい最近出てきた流れということは非常に私は残念に思うんですね。

そういう意味で、昨日のサリン事件の被害者の高橋さん、先ほど触れましたけれども、幾つか印象に残る指摘をいたしておりましたので、これはこの場をかりて是非ともそれ御当局に確認をさせていただければなと思っております。

まず第一点は、被害者として供述調書を取られると、そしてその取られた供述調書を見たいと、あるいは残したいというふうな思ったときに、そのコピーをいただけるという手だてがなかったと、こういうふうなお話があったんですけれども、このことについては現時点ではどういふふうな対応になるんでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) お答え申し上げます。

まず、被害者等の方々には、その供述調書が公判に提出された場合には裁判所に対して閲覧、謄写の申出をすることができるとしております。正に本法律案によりまして原則としてそれが認められることとなるという意味で、これが認められる範囲が拡大するわけでございます。また、刑事確定記録法に基づいて御自分の供述調書の閲覧、さらに謄写をすることができるとしております。また、当然のことながら、検察当局においていろいろな捜査の状況について被害者の方々に情報提供をすることになるわけでございませぬ。

ただ、被害者の方であれば、その方の供述調書をお渡しする取扱いになつていくかどうかということでございますけれども、この点はそのようにはなっておりません。と申しますのは、被害者の方からお話を伺って、一度供述調書を作成いたしましたし、また更に引き続きいて来ていただいてまたお話を伺うということもあり得まして、その際に、最初にお話を伺ったときの供述調書をお持ちいただきますと、次に来

ていただいたときにその記憶に基づいて言っていたかどうかがどうかというチェックが難しくなる面もあるということが一つございます。もう一点は、基本的に、刑事訴訟法四十七条で訴訟に関する書類は公判の開廷前に公にしてはならないという事にはなっております。

そのような中で、どういう場合に公判前に被害者の方に直接お話しただいたことに関して検察官とやり取りをしていくべきなのか、また今後とも研究させていただきたいと思っております。

○築瀬進君 公にするわけではなくて、正ね、今、場内でも発言ありましたけれども、正に、そういう意味では法的な根拠は全くないんじゃないんですか。

それから、記憶をその都度その都度明らかにすると、記憶をある意味で一方的に作り上げてしまふような、そういう調書を本人には見せない。これもおかしな話で、私もかつては修習生をやったことがあります。本人に読み聞かせたところ誤りがないということを確認してサインもらうんです。

サインもらうということは、それは、書いているのは検察関係の職員の方かもしれませんけれども、やっぱりしゃべって、このとおり間違いないというふうなことで署名しているのは本人なんです。それから、これが被害者の方であろうが、それ以外の証人の方であろうが、供述調書の作成名義人という著作権は御本人にあるんじゃないですか、それは。だから、その著作権がそのコピーを求めるといふのはこれは当たり前のことであつてね。

私は、そういう意味では、供述した内容をその都度、あなたはこういうことで供述しましたよというふうな渡すのが丁寧だし、ある意味で、これは間違っているのだからよく確認してまた来てくださるということ、その方がむしろ事実関係を明らかにするにはプラスじゃないですか。今の御説明は納得いきません。

○政府参考人(小津博司君) ただいま私の方で現

在の運用と、現在どのような考えでそうしているかということについて御説明申し上げたわけでございますけれども、委員ただいま御指摘のように、それでは検察庁なり捜査機関が話を聴いて供述調書を作成した場合に、その相手の方にすべてその供述調書のコピーをお渡しする運用にするべきかどうかということについては、少なくともこれまでのところ我々はそういうふうには考えていないわけでございます。その基本は刑事訴訟法の四十七条という頭の整理をしておるわけでございますが、具体的にはいろいろな捜査の障害が生じるだろうという考えなんです。

さらに、今の点につきまして、被害者の方に限定して特別の扱いをするべきかどうかというのはまた別の問題になるわけでございます。その点につきましても、これまでのところ基本的にはそのような取扱いをしていないわけでございます。これにつきましても、一般的にはお渡ししないけれども被害者の方にだけお渡しするとなれば、それをどのようにして考え方の整理をして、どのような要件でどうするかということについて更に慎重に検討する必要があるのではないかと、現時点ではそのように考えているということでございます。

○築瀬進君 よく自白を取るための様々なテクニックというふうなものが巷間言われるわけですが、これも、正にそれは、供述者に取りられた供述内容をコピーとして渡さないということは、言うならば、それを、取調べから解放されたらやっぱり違ふよというふうなことを言われてせつぱく作り上げた調書が意味を成さなくなるといふことを心配なさっているんじゃないですか。逆にそれは、そういう考え方は、正に見込みの中で調書を大体作ってそれに合わせる、合わせる、そういう意味で、調書を取りながら、被害者にしても、あるいはこれはもう被告人にしても被疑者にしても同じだけれども、もう不断に調書を取りながら文章化する中で定型にはめ込んでいくみたいな、不断の誘導作業を調書作成過程でやっているということ

の現れなんじゃないのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。小津さん。

○政府参考人(小津博司君) ただいまの御指摘は、被害者の方に限らない取調べ、そして供述調書作成全般についての御意見と承りました。私どもとしては、申し訳ございませんが、委員御指摘のような理由で供述調書のコピーをすべての方に渡してはならないわけではないと理解はしております。

これは、すべての場合にそのようにするべきかどうかということにつきましては、これはいろいろな観点から相当慎重に検討をしなければいけない問題であろうというふうな考えております。

○築瀬進君 だからこそ、やっぱり、あのようなビデオリンク等の様々な機器の発達を先ほど目の当たりにしたわけですから、可視化についてはもう相当格段の御努力をお願いしたいなというふうなことで一応はまとめさせていただきたいと思っております。本日はもつとやりたいところなんですけれども、ほかもありますので失礼します。

その次に、高橋さんの指摘の中で私もなるほどこれは大変なショックだったろうなと思つたのが、証拠物として押収されたか留置されたか分からないところで法廷に出されて、それを非常に無機的な言わば法廷用語の中で、夫の臓器、大変自分の愛する夫の方の肉体の一部ですから、そういうふうなものが非常に無機的な言葉で引用されているのを見て大変なショックを受けたというふうな話がありました。私も本当に同感なんですけれども、こういうことは今も続いているんですか。

○政府参考人(小津博司君) まず、高橋さんのケースにつきましてでございます。

もちろん、高橋さん、プライバシーの問題もございまして、あくまで外形的なことだけお話しさせていただきますと思いますけれども、伺いますと、これは司法解剖がなされて、その後その御主人の臓器が解剖医の元で保存されているとい

うことをある段階まで御存じなかつたというふう
に承っております。高橋さんがそのことをお知り
になって東京地検に問い合わせをされまして、そ
の後、東京地検の検察官の方で高橋さんと連絡を
取りながら、その保存の経緯を御説明するなどし
て対応させていただいているところでございま
す。

この問題につきましては、解剖後に臓器を保存
する場合に、どのようにしてこれを被害者の、あ
るいは関係者の御遺族の方にお知らせするかとい
うことについての制度がない状態でございます。
この問題につきましては、法務省のほか警察、そ
して他の関係機関がございまして、今後、どの
ようにしてまいるべきか、十分検討してまいりた
いと考えております。

○築瀬進君 まあ、ほかの皆さんからいろんな御
発言が出ていますので、全くそのとおりですよ。
制度がないという形になりますと、被害者の親族
の肉體でも犯罪の被害者になるとどこにどう持っ
て行かれてどう処分されるか全く分からないで、
本人に対しても何の御報告もないというようなこ
とで、これはそのまま放置してよろしいんです
か。これは大臣、どう思います。

○国務大臣(長勢基遠君) 現行制度というか運用
を正確に私は存じ上げていない点は申し訳ありま
せんが、お聞きしている限りは、親族の一部です
からやっぱり丁重に扱うべきものと思えますし、
具体的にどうすればいいかはちよつと私も今直接
の意見は持っていないけれども、率直にそのよ
うに思います。

○築瀬進君 大臣はよく専門家云々のお話なさい
ますけれどもね、我々は法律というのはもう最大
の常識であると思つていいんですよ。

今、丁重に扱うというふうな話なんだけれど
も、丁重に扱うのはこれは当然の話でありまし
て、丁重に扱う前提として、例えばお借りますす
とか、ここに保管してありますとか、そういうふ
うな、言うならば臓器の提供者ですよね、その人
たちに対してしっかりと報告、連絡をすべきなん

じゃないんでしょか。そういう制度や手続がな
いというところは非常に問題だと思いませんか、大
臣。いいですよ、大臣に聞いています。だか
ら、先ほど答弁で、ないというふうな言つたか
ら、つくるべきではないのかというふうな質問し
ているんで、大臣、どうですか。

○国務大臣(長勢基遠君) いろんなケースもある
んではないかと思つていますので、少し説明を聞いて
私も考えてみたいと思つています。

○築瀬進君 私も考えてみますというところは、も
う積極的に考えるというふうな、そういう形で一
応は聞き取りました。

それからもう一つ、これも大変なるほどなと
思つたんですけども、立証に際して検察官が被
害者の心情やら被害者の考え方をどの程度代弁し
てくれていると思つていますかというふうな、そうい
う質問が委員の間からありました。それに対し
て、一〇〇%程度だというふうなことなんですよ。
先ほど当事者主義のお話をいたしましたけれど
も、ある意味で犯罪を求めるのは、それは、いわ
ゆる刑罰権を国に発動を求めるのはそれは検察官
のお立場かもしれないけれども、その原点に
なつているのはやっぱり犯罪ですから、でありま
すから、訴因を被害者側が求めることができるの
かどうかという、そういう議論もここからやっぱ
り私は出てくるだろうと思つたけれども、当
事者主義の考えであつても、検察官というのは、
正に公益の代表であると同時に、いわゆる被害者
の代弁をするという立場も濃厚にやっぱり持つべ
きなものは当事者主義の理想から言つても当然出て
くる話なんじゃないのかなと思つてますよ。

ところが、現状においては満足度一〇%と、代
弁度一〇%と。これ普通の弁護士だったら、これ
は解任されますよね。こういうふうな検察の状況
だとしたら、これはもう大変ゆゆしい問題で現在
まで来たなど、こういう感じがするんです。これ
れについては、大臣、どんな御所見をお持ちです
か。

○国務大臣(長勢基遠君) 検察がその活動を行う
中で被害者の気持ちを尊重しながら進めなきゃな
らぬということはそのとおりだと思いますし、そ
ういう点で御指摘のような一〇%ということは、
努力はしてきたんでしようけれども、大変残念な
ことだとか、より改善すべき余地がたくさん
あるんではないかというふうな思っています。

○築瀬進君 それで、小津さんにお尋ねしたいん
ですが、改善すべき余地がたくさんあるよと今大臣
おっしゃられました。現状では正にそういう意味
で、まあこれは被害者側に立つての真相究明とそ
の努力をしつかりとなさいという意味での検察
部内における指導原理だと思つてますよ。この辺
についての指導原理の考え方がどんなふうなとこ
ろにあるのか。あるいは、検察官に対して、検察
官も一人一人はある意味で独立の法曹として
の矜持も持つてもらわなければならないんですけ
れども、さはさりながら、しつかりとやっぱり検
察の心得というようなものを教えていかなければ
ならないと思つてます。

だから、その指導原理、それから現時点での
教育の仕方、あるいは今後の考え方等について
ちよつとお答えください。

○政府参考人(小津博司君) この問題につきまし
ては、検察部内でもいろいろの機会に指導したり
通知を出したりしておりますので、基本的な考え
方について御説明申し上げます。

検察といましては、従来から公訴官として
の立場ではございますけれども、真相を解明して
適正な科刑を実現する、その過程でできる限り被
害者の方の心情も法廷に顕出して正しい裁判を得
るという気持ちでやってきたのは事実なんですご
ざいますけれども、むしろ検察の方はそれをやる過
程で実際にどこまで被害者の方と個別にじっくり
と話をしてその御要望を酌んでやってきたであろ
うか、あるいは被害者の方とお話をしたり、いろ
いろな面で相対している場合の対応がどうであつ
たかということについて、特に大変強い反省と申
しますか、これまでのやり方を改めなければいけ
ないというふうに考えて、現在、検察の方で部内

の会議でございましてか研修等々で鋭意行つてい
るところでございまして。
したがって、被害者の方の御不満をこの間
いろいろなところで聞かしていただいております
し、また検察の中の会議に直接被害者の方に来て
いただいております。ただ、このこともして
いるわけでございまして、やはりそのお話を
伺いますと、一番感じますのは、検察の側が感
じて考えてやつていたこと、現実に被害者の方
が考えて感じていたことのギャップと申しま
すか、これがやはり大きく存在したのではない
かと、そこを何とかして改めていかなければいけ
ないと、このような問題意識でやつているところで
ございまして。

○築瀬進君 本日、警察庁の刑事局長の縄田さん
にもお見えになつていただいております。取調べ
段階における被害者、例えばいわゆる性犯罪につ
いても、必ず被害者側に落ち度があるんではない
のか等々の、どっちが犯人だか分からないという
そういう針のむしろに置かれるんだなという話
もよく聞きます。参考人の方からも、そういうお
話もございました。

さらに、私は栃木県でございまして、大変全国
的に報道もされた栃木県の石橋町の須藤さんの事
件というふうなものがありました。親御さんが警
察に行つて、息子が行方不明になつてどうもおか
しいというふうな言つたことに対して、警察はま
ともに取り合つてくれな。また、警察官がどう
も大変な予断を抱いておりました。かえつて須藤
さんの息子さんを死地に追いやるような、そうい
う非常に無神経な対応をした等々のことが問題に
なりました。先日、宇都宮地方裁判所でも原告側
が勝訴をする、須藤さんの側が勝訴するとい
う、そういう裁判もあつたところでございまして。
正にそういう意味では、警察段階においても更
に検察よりも強く、昔のやっぱり私は、変な話で
すけれども、警察の一番原点にあるのは、川路利
良という薩摩藩の藩士であつて、明治維新後は川
路大警視というふうな形で警察の一番スタートを

開いたのは川路利良さんだというふうにならわたりま

ところが、明治の警察というのは基本的には士族がなりました。そして、戦前の警察の取調べというのはおいらとすることで、言うならばおいらとこの警察であって、警官は正に一般の庶民よりも高いところで物を見るという、そういう組織文化というものがかなり根深いものがあるんじゃないのかなということを今も感じたりすることがあるんですよ。ちよっと話は飛躍するような言い方になってしまったかもしれませ

ん。現在の警察は全く違うというふうにおっしゃるだろうと当然思いますけれども。
正にそういう意味では、警察の心ない取調べが、やっぱり本当の意味での人権感覚を守る、市民の生命と安全を積極的に守っていくという、そういう姿勢がやっぱり警察の中にも基本的にな

い。だから、そういう意味で被害者に対しても平気で無神経な言葉が出てくる、事件処理の一つの対象としてしか見ていない、こういうのが現場の警察の窓口では強く感じるわけでございます。
こういうことについて、現状をどう認識していら

らっしゃるのか、今後どういうふうな指導監督をしていこうとしているのかという、その警察庁のお考えを聞かせていただければと思います。
○政府参考人(堀田修君) 今先生の方からる御指摘をいただきました。
被害者の皆さん方に対する対応につきまして、御案内のとおり、警察庁では平成八年に被害者対策要綱を制定いたしました。このポイント

は、犯罪被害者の方々に適切に対応することは、警察法第二条の規定に基づき、これは個人の権利と自由を守るという正に警察本来の重要な責務であると、こういう位置付けをしたことでございます。そういう認識に立って、私どもは一線に對しても指導をしておるところでございます。幾つかの点で十分その趣旨が徹底をせず、御指摘をいただ

今御指摘いただいたうち一つ、性犯罪等につきましては、これはやはり専門的にそういった特殊性について十分理解をした上で被害者の方に対応すること、全国に性犯罪捜査の指導官というのを専門的に設けました。これは五十一名おります。中でも百二十八名、更にそれをサポートする警察官につきまして百二十八名、これは女性を登用して

います。順次これが拡充されていっております。こういった扱いにつきましては、女性警察官によるいわゆる事情聴取とか、あるいは証拠の採取等につきましても短期間でできるように、あるいは産婦人科医との協調関係、こういったところも

しっかりできるように対応し、遺漏のないようにと頑張っております。
また、石橋事案につきまして御指摘がございました。これは、その前に桶川の事案等もございました。同様の事案だろうと思っております。これにつきましては警察改革要綱にもしっかりと御指摘も受けて取り込みながら、私どももいたしましては、

こういった事案につきまして、それぞれの捜査員、担当者だけじゃなしに確実に署長、所属長まで上がる、いろいろな部門でこういった相談あるいは届けを受けるものから、署長のところまで確実に上がりながら幹部の判断によって適切に対応するんだということと通達等も出し、また指導をいたしておるところでございます。
御指摘のようなことがないように今後も一線に對して指導してまいりたいと、こういうふう

も、この犯罪の中で被害者のある犯罪、例えば通貨偽造等の公益に対する罪というふうな、そういう類型もありますね、犯罪の類型の中で、それは被害者というふうなものよりも全体が被害者でありますからこれは落とすにしても、被害者がある犯罪の中でビックアップをしてこの四号だけにしたというふうな、その趣旨はどういうふうな趣旨だったんでしょうか。これは大臣でも担当者でもいいですよ。
○政府参考人(小津博司君) この制度は我が国において今初めて導入するものでございまして、

また、その導入によりまして被害者の方々の参加や訴訟行為を許すかどうかの判断等々新しい手続が生ずることになるわけでございまして、本制度の円滑な運用を図りますために、まずはこれを認める必要性が高いと考えられる犯罪の被害者をその対象とすることが適当であると、まずはこのように考えたわけでございます。
(委員長退席、理事松村龍二君着席)

次に、基本的にこの制度は、すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの犯罪被害者等基本法が定める基本理念に基づいて設けることにしたものでございます。個人の尊厳の根幹を成す人の生命、身体又は自由が害を被った被害者の方々を対象とすることがその趣旨に合致するものと考えたわけでございます。
他方で、この制度に対する被害者の方々の二

つの運用状況を参考にするために、現行法上の意見陳述ですが、当局において行った調査によりまして、この意見陳述の申出を行った方の約七割の方が遺族の方でございます。また、被害者が死傷された事件のほかに、強姦、強制わいせつ、逮捕監禁など、被害者の方々が身体活動等の自由や性的自由が害を被った事案について意見陳述の申出の比率が高いということも明らかにいたしました。
このような観点を総合的に考慮いたしまして、

ただいま委員も御指摘ございましたような罪に限

定させていただきますというところでござい

○築瀬進君 その部分は理解できる部分もあります。ただ、個々の見ると、例えばこういう例が

○政府参考人(小津博司君) 御指摘のとおり、裁判員裁判の対象事件であって、かつ今回の被害者参加制度の対象となっていない事件、幾つかございますけれども、その中の一つの代表的なものとしては現住建造物放火がございまして、もちろん、放火されたことによりまして人が亡くなったりが

したということになりますと殺人罪等々が成立するわけでございまして、被害者参加の対象になるわけでございます。
それ以外の放火につきましては、今回、二つの観点から対象外とさせていただきます。一つは、この現住建造物放火の保護法益が第一義的には公共の安全であるとされているということ、他

方、現実に、先ほど申し上げました意見陳述の運用状況から見ますと、現住建造物放火の被害者につきましてもお申出が余り多くないということもございました。これらの点を考慮したということでございます。
○築瀬進君 質問がちよっと後先になるかもしれ

ませんけどお許しただければと思うんですが、この被害者参加制度と後段のいわゆる損害賠償命令の制度はくっ付いているわけですね。参考人のお話の中にもありましたけれども、被害者参加の対象になっている事件に関しては、被害者がかなり、例えばいわゆる申立て手数料が訴訟に際した印紙というようなものは外に置かれるわけです、一回二千元ということ。それから、審理手続も極めて簡便だし、それから主張、立証についての手間というふうなものも極めて軽減される。そういう意味では、大変ある意味でほかの犯罪の被害者から比べると優遇された形になりますね。だからそれが問題だと言っているんではないですか。

一方で、例えばここで落としてしまった財産犯、例えば詐欺罪とか業務上横領罪とか、そういう犯罪の被害者となつてしまった皆さんにも大変な被害回復についての要請というふうなものは強いものがあると思うんですよ。ところが、この被害者参加制度とそれからその後の損害賠償命令をリンクさせることによって個人犯罪の中で財産犯罪を落としてしまつていくという形になると、個人犯罪の中で財産犯の被害者と生命、身体関係の被害者との間でかなりバランスを欠いた損害賠償、回復のそういう立場をつくつてしまつていくことについては、僕は若干問題があるんじゃないのかなと。こういう、言うならば非常に被害回復のしやすい被害者類型と一般の民事訴訟によらなければ救済されない被害者というふうなものを類型としてつくつてしまつていくことに結び付いているわけですね。

この制度設計は問題だなと私は思うんですけども、大臣、いかがですか。
○国務大臣(長勢甚遠君) 対象犯罪の類型をさせていた理由は局長から答弁したとおりでございます。

今、詐欺罪と財産犯のお話がありました。もちろんこれ、理論的に入れてはいけないとかという議論はなかなか難しいところがあるなと私自身

も思いますけれども、一般的に考えて、そういう問題について身体、生命を被害を受けた方々と一緒にしないことはそんなにおっしゃるほどの不公平になるかということも考えれば、これ新しい制度でございますから、まず必要なところから始めるということでも御提案を申し上げたというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○梁瀬進君 損害賠償命令の方では業務上過失関係も落とされているということも一つ大きな問題にはなるんですけども、正にそういう意味では、この制度をつくつた以上はやっぱり個人に対する犯罪の被害者については一律にやっぱり手当てをしていくというふうな方向性を考えざるを得ないんじゃないのかなと思つておられるんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(長勢甚遠君) この制度を設計するに当たつてもいろいろの方々の御意見を聞いて、その結果としてこの成案を得た、御提案申し上げているわけでございますので、当然、今御指摘のような問題も将来の問題として検討の対象になるというふうには考えます。

○梁瀬進君 決して十分な納得できる答弁ではないんですが、ほかの質問事項もございまして次に移らせていただきます。

この三百六十六条の三十三の一項では、これ、ほかの委員の質問でも出ておりますけれども、相当と認めるときは参加を許すというふうな書きであるんですが、裁判所が不相当と認めて参加を許さない場合があるのか、また、あるとしたらどんな場合のことを想定していらっしゃるのか、これは前川議員の質問にも出ていましたけれども、改めてきちつと答えていただければと思ひます。

○政府参考人(小津博司君) 一般論で申しますと、被害者の刑事裁判への参加につきましては、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し相当と認めるときに許可されることになるということでございまして、不相当である場合を具体的な例を省いて申しますと、その参加を認めることによつて例えば法廷の秩序が乱されるおそれが

あるような場合にこの不相当の判断がなされるものと考えております。

○梁瀬進君 これ法廷の秩序が乱れるって、この前もそんな答弁なさつていましたけれども、法廷の秩序が乱れるかどうかというのにはやってみなきゃ分からない話でしょう。申出があつた段階でその判断してできないんじゃないですか。だから、その例は、僕は不相当と認める場合の例として、あるいは答弁としては極めて不十分だと思ひますよ。

○政府参考人(小津博司君) これはあくまでも参加の申出がなされた場合にそのような不相当と認められる事由が認められた場合でございますので、もちろんそれが分からなければ参加を認め、その上で問題が起つた場合に、例えば参加の決定を取り消すとか、あるいは特定の期日については出席をしないでもらう等々の対応を取つていくことになるわけでございます。

○梁瀬進君 おかしいというふうな言つていますので、また次の質問の機会もあるかもしれませんが、そのときにまたやつていただければと思つております。

それから、次に三百六十六条の三十五に行つて、検察官の権限の行使に關しという、被害者参加が意見を述べることができるとございましてけれども、この法律の規定によるというのは、これは確認の意味で、もう簡単に結構ですけれども、この法律というのは刑事訴訟法全体、だから検察官の当該公判廷における、やれることについてはすべて参加人の方は意見を申し述べることができると、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) そのとおりでございます。
○梁瀬進君 今、刑事訴訟法全部というふうなお話がありましたけれども、実は、そのとおりというのは、公訴の提起後というふうなことなんでしょう。これは、だから検察官の権限行使でありまして、例えばこの法律という形になりますと、例

えば起訴するかどうか、それは最終的には起訴してから公訴が提起されるという形になるんだけれども、起訴前の様々の検察官のやり取りというのがあるんじゃないですか。それに対して被害者の方から、例えば不起訴処分、まあこれは別の制度はあることはありますけれども、被害者として様々な意見を述べるといふことはここで想定されていないんですか。

○政府参考人(小津博司君) この条文は被害者参加人がこういうことができるという規定でございまして、起訴をした後その被告事件について参加した方ということになります。ということでございますので、検察官が不起訴にしたということについての御意見はむしろこの条文ではないというふうな考へた方がよろしいかと思ひます。

次に、起訴はしたけれども、例えば殺人罪だと思つていたら傷害致死での起訴になつたということにつきましては、被害者の方とすればそういう起訴をしたのはおかしいじゃないですかというふうな言われることになりまして、そのように言つていただくというのを考へているわけでございますが、それでは、検察官がもう既に起訴をしておりますのでそれをどのように受け止めるかと申しますと、そのように訴因変更をするべきであるという意見として受け止めた上で、そのように訴因変更するかどうか、あるいはしないかというふうに御説明をすれば、こういうことにならうかと思ひます。

○梁瀬進君 この条文に必要に依つてという言葉が入つております。必要に依り理由を説明しなければならぬという形になっているんだけれども、必要を認めず理由を説明しなくてもいいという場合もあるということですか。

○政府参考人(小津博司君) 基本的にはどのような時期にどのような説明をするかということでございますけれども、それでは、おおよそ説明をすることができるとも条文上含まれているかということでございますれば、条文には含まれていないわけでございます。

もちろん、できる限り御説明をするわけですが、例えばこういうことがあるかどうか分りませんが、特定の事柄につきまして御意見があつてそれについて説明をして、またさらにも同じ御意見が来て説明をしてということが何回も繰り返されたときに、ずっとその説明をする義務があるのかということもあるいはあるかも知れません。しかし、現実には、その場合にもうこれ以上付け加えて説明することはございませんので、最終的には御納得いただく、あるいはそれについて不服があれば、また例えば被害者参加人として行使するべき権限を行使していただく、こういうことになるのかなと思っております。

○築瀬進君 三百六十六条の三十六には被害者参加人の証人尋問の規定が置かれております。その二項、これは同僚議員が聞いているところでもあるので、すけれども、いわゆる証人を尋問したいというふうなことでの申出、これは検察官の尋問が終わった後、直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならぬ。これは、尋問事項を明らかにして直ちにというふうな形になります。条文だけ読んでみると不可能を要求しているのではないのかなというふうに読めるので、すけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) 直ちにと申しますが、何と申しますか、何分以内にかというところではございませんで、少なくともその証人の方にも一度来ていただくのは大変だということもございまして、その公判期日で行つていただけの範囲内ということでは含まれていないわけではございません。

それから、尋問事項ということでは、すけれども、それはその被害者参加人の方がやりたいと言われる内容が法律の要件に違反してないかどうかということでは、あるいは検察官がそういうことならばそのことは自分で聞こうという判断ができればいいわけでは、すけれども、簡潔にその概略を言つていただければよいものと

いうふうな理解しております。

○築瀬進君 三百六十六条の三十七の被告人質問については、前回、前川議員からもかなり詳細な質問がございましたので、私は三百六十六条の三十八についてちよつと詰めた議論をさせていただければなと思つておるんですが、これは衆議院でもかなり議論となりましたが、これは衆議院でも二つの関係がもう一つはつきりと整理されていまいやうな感じなんです。

それで、まず冒頭の質問として、この三百六十六条の三十八、事実又は法律の適用について被害者参加人が意見を陳述することができる、事実認定にしても、それから刑の量定にしても求刑にても意見を述べることができるといふことなんですけれども、二百九十二条の二においても被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述の申出があるときはというふうな規定が置いてございまして、まず、質問の順番としては冒頭に、この二百九十二条の二の意見陳述と、それから三百六十六条の三十八の意見陳述と、それは併存しているんですか、ダブつておるんですか。あるいは優先劣後の関係に置かれておるんですか、どうなんですか。

○政府参考人(小津博司君) 併存しているわけでは、すけれども、その両者の関係について御説明させていただきますので、よろしくございませう。

○築瀬進君 どうぞ、簡潔に。

○政府参考人(小津博司君) 現行法において被害者の方に認められている意見陳述は、これはあくまで、例えば被告人に対する処罰感情など被害に関する心情を中心とする意見に限つて陳述することが認められておまして、事実や法律の適用についての意見を述べることが基本的には認められないと解されております。

もちろん、その心情を述べた前提として事実及ぶと、すけれども、それはあくまでもその心情を中心とする意見かどうかということでは、すけれども、本制度の意見陳述は、事実や法律の適用

用について意見を陳述すると、このように明記されているところと違ひます。

それから、現行の意見陳述は、被害者の方々から申出がなされた場合には、原則的にはこれをそのまま行つておられるわけでは、すけれども、本制度の意見陳述は、裁判所が審理の状況等を考慮し、相当と認めて許可した場合に限つてこれをすることができるといふ点で異なります。それから、現行の意見陳述において述べられた意見は量刑の資料とすることが許されず、すけれども、本制度の意見陳述において述べられた意見は一切証拠とはならないということが法律上明記されていると、このような違いがあるわけでは、す。

○築瀬進君 これ、我々も先ほど東京地裁でお話を聞いてきたときにはそのような言い方はしていませんでした。

二百九十二条の二、刑事訴訟法のこの規定の中で、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述ですから、だから、被害に関する心情その他の形でも、もろもろ被告事件に関する意見があるけれども、その一部が被害に関する心情であつて、そのほかのものもあるよといふふうな、これ、だれが読んでおられるかと思つておるんです。

今、小津さんが言われたような、被害に関する心情を中心とするんだよといふふうな、そういう書き方だったら別の表現取るはずですよ。だから、その解釈は全くおかしいんじゃないのかなと思つておるんです。

○政府参考人(小津博司君) 少なくとも、この二百九十二条の二を御提案申し上げた立案当局者としてはそのように理解をして、そのような趣旨の御答弁をさせていただいたと承知しております。

ちなみに、この条文の解説書等にもそのような趣旨で解説がなされておるので、私どもとしては現時点でそのように理解をしておられることでは、す。

いただいたパンフレットにこういう記述になっているよといふような指摘が私の方に来ました。

ここでは、法廷で心情や意見を述べることができずと、意見を述べることができずと、心情や意見ということですから、だから、心情を中心にといふことじゃなく、心情と意見といふふうな形になつておるんです。

だから、これはもう裁判所の考え方では、これはもう心情だけじゃなくて、心情以外の意見、正にそれは被告事件に関する意見だから、これは三百六十六条の三十八で言つておる事実又は法律の適用についてもこの中にも含まれておるよといふふうな解釈するのが、これどうも裁判所の解釈のようですよ。違つておるのをおかしいんじゃないですか。

最高裁判所の刑事局長、来ていただいておりますので、小川さん、どうでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) お答えします。

この意見と申しますのは、典型的には処罰感情のようなものを想定して運用しておるわけでは、す。犯罪事実についての意見といふことを想定しては、す。

○築瀬進君 そうしたら、その心情や意見といふふうなこのパンフレットは間違ひです。これは直してもらわないと困るんじゃないんですか。

○最高裁判所長官代理者(小川正持君) 間違ひとは思つておりませんが、今申し上げた趣旨で書いておると思つております。

○築瀬進君 どうも法律の文言と運用の実態が乖離しているし、運用の実態が逆に法律になつておるといふおかしな現象です。最高裁判所もそれから法務省もやつておるとしたら、これ、日本の法の支配って一体どこに行つちやうのといふことになりませんか。

これは、この文言は何でそういうふうな限定的に読めるんですかね、二百九十二条の二については、小津さん、どうですか。

○政府参考人(小津博司君) 繰り返しになつて恐

縮でございますけれども、この文言で私どもとしてはそのように理解しております。

もちろん、被害者の方が自分の心情を述べるときに、その表現方法として、例えば極刑に処してもらいたいという表現を使われることはあるわけでございますし、少なくとも十年以上は刑務所に入ってもらいたいという言い方をされることはあるわけでございます。これは、この条文で被害者の方が言うことが認められている内容であるとして発言をしております、それは心情を中心として発言をしております、このように理解しております。

ただ、事実関係につきまして、もちろん事実関係につきましても自分の心情を言う前提として、これこれこんなことがあったとか、それから被告人、目の前にいる被告人がうそをついているように思うけれどもというようなことと言及することを禁止しているわけではございませんけれども、事実関係そのものについて意見を、それを中心とした意見を述べるといことはやはりこの条文では読めないかと私は理解しております。

○築瀬進君 全く納得できない答弁だと思います。特に、この三百六十六条の三十八で被害者参加人による論告求刑が行われ、検察官より重い刑を求めるとも可能だといふように、このいわゆる参議院の解説、調査室がつくった解説にもそんなふうな解説があるんですね。

これは、正にそういう意味では、先ほどの当事者主義の中で検察がきちりと被害者の皆さんとコミュニケーションができていけば、こういうふうな、検察官より重い刑を求めるとも可能だ、そういう意味で検察官はこういう求刑をし被害者の方はこういう求刑をする、それを三百六十六条の三十八でやるんだという、こういうふうな非常に最終的な場面で判断が迷うようなことというのは起き得ないんじゃないのか。

このように、検察官より重い刑を求めるとも可能だといふことがあたかもこの三百六十六条の三

十八の立法の意味のように解説をされるということとは、私は、ある意味で検察官の努力不足であり、当事者主義を自ら崩壊をさせる、そして判断をする裁判所が非常に迷う、こういうふうな状況をつくってしまうのではないのかなと思うんですね。だから、こういうふうな違つた求刑意見が検察官と被害者の側から、双方から別のものが出るなんというふうな、そういう事態をできるだけ起こさないように努力をしっかりとするというのが検察の当然の仕事だと思ふんですけれどもね。どうですか、そういうふうな努力をした形で、最終的には被害者の皆さんとしっかりとコミュニケーションを取って一本化した求刑を持つてくべきなんじゃないんですか。別のものが最終場面で裁判所につづけられるというふうな、こういう状況というのは非常に私は混乱を思うんですけれども、いかがでしょうか。

（理事松村龍二君退席、委員長着席）
○政府参考人（小津博司君） まず、当事者主義との関係で申しますと、もちろん検察官は、公訴を行う者としてその責任と権限においていわゆる論告求刑を行うわけでございます。それが一点でございます。

それから、検察官が行う論告求刑は、当然のことながらこの法律に基づいて検察官の権限の行使でございまして、これにつきましても被害者の方は意見を言うことができるわけでございます。具体的には、事前にあるいは直前に、検察官がそのような論告をするということを説明する機会があればその際に意見を言うことができるわけでございまして、それに対して、いや自分としてはもっと重い刑にするべきだと思ふということであるならば、どうして検察官がそういう刑を求刑するのが相当だと思ふのかということができる限り説明をして、できることならば御理解をいただくというところで最善の努力をするべきものだと考えております。

しかしながら、やはり被害者の方の中には、どうしても自分はそれ以上の刑が相当だと思ふとい

うことを自分の口で法廷で言いたい、それが被害者の気持ちであつて、それを認めてもらうことが被害者の個人としての尊厳を認めることではないかと、こういうお気持ちの方も現におられて、今回のようなことを含む制度の実現を希望しておられる方もあるわけでございます。

そのような観点から、委員御指摘のように、できる限り検察官の求刑の内容について御理解をいただく努力をすべきものと思ひますけれども、それにもかかわらず、やはりこの規定を残しておく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○築瀬進君 正に当事者の分裂が生まれるような状況が起こらないように、しっかりと検察官とそれから被害者の方とのコミュニケーションを徹底してやるというふうなことがやっぱり必要なんではないのかなということ、これ以上押し問答の議論はやめたいと思ひます。

最後に、損害賠償命令についてかなり細かく質問しようと思つていたんですが、時間も全くななくなつてしまひまして、一点だけ。

刑事裁判が終わりまして、その裁判の前に損害賠償の申立てがあつて、そして、同じ裁判官が同法廷の延長として刑事裁判の手続の中でこの損害賠償の認定をしていくというふうな非常になかなか分かりづらい制度をつくるわけなんですけれども、そこで問題になるのは、例えば、請求の趣旨というところで金額は明らかになりません。申立ての段階ではそうかもしれませんが、損害というふうな形になると様々な損害があります、例えばその人の持つていた現時点での所得、それで平均余命を掛けて逸失利益というふうなものを出すとどうなるかというふうな形になります、訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実だけでは本当の意味での請求額の認容額ということが決まっていけないと思ふんですね。これをどうしていくのかということが、どうも今度の法律の中ではどこにも書いてないんですね。

そういう場合の、請求額を決定する際の様々な訴因にわたらないような事実をどこでどういふうに当事者から酌み取つていくのかと、それをどういふうに制度設計をしているのかということ、それがどういふうに制度設計をしていくのかと、それをどういふうに制度設計をしていくのか、この九条三項に言うこの最高裁判所規則というのは具体的にどんなものを想定なさつておられるのか。

ちよつともう時間が迫つておりますけれども、簡単に御答弁いただいて、私の質問を終わりにさせていただきます。お答え申し上げます。

○最高裁判所長官代理人（小川正持君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、損害額を算定するためには様々な事情を踏まえて判断する必要があるといふふうに考えております。申立て書の記載事項のみでは主張として不足していると考えられるような場合には、損害賠償命令事件の審理に移つてから別途主張を補充してもらうことになるかと考えております。

具体的にどのような事項を最高裁判所規則で定めるかというものは、これは法制審議会の議論もある程度ございまして、それも踏まえて、これは今後よく詰めて検討してまいりたいと考えております。

○築瀬進君 終わります。ありがとうございます。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。前回に引き続きまして質問させていただきます。今、いろいろ質疑応答、やり取りがあつた点でございますが、改正後の刑事訴訟法三百六十六条の三十八、ここでは、裁判所は、被害者参加人又はその弁護士から事実又は法律の適用について意見の陳述をすることの申出があるときは、相当と認

めるときは、訴因として特定された事実の範囲内で意見を陳述することを許すものとすると、こう書いてありますが、そもそも、事実又は法律の適用についての意見というのは具体的にどのようない意見を想定されておられるのでしょうか。整理して明確にお答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(小津博司君) お答え申し上げます。事実又は法律の適用についての意見とは、訴因として表示された公訴事実や情状等の量刑の基礎となる事実等がいかなる証拠によって認定されるかについて、証拠能力や証明力の観点から述べる意見や、証拠によって認定されるべき事実に対する実体法及び訴訟法の具体的な解釈や適用に関する意見を意味するとされております。そして、被告人に科せられるべき具体的な刑罰の種類や量、すなわち量刑についての意見も法律の適用についての意見に含まれると解されております。

○浜四津敏子君 この事実又は法律の適用についての意見の陳述について、こういう御意見があります。それは、被害者が検察官のように量刑をすることができるといっては行き過ぎだと、被害者は量刑についての意見を述べることはできないものとすべきであると、こういうものでございませう。

一方で、被害者の方々の思いとしては、被告人がどのような刑を科されるかについて最も関心を持っておられると思われ、量刑についても直接意見を述べたいという御要望をお持ちの被害者の方が多いのではないかと、こういうふうな思われましても、被害者の方々が量刑について意見を述べることに意義あるいは必要性について、法務省としてはどうお考えになっておられるのでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) 被害者参加の制度におきましては、被害者参加人の方々が裁判所の許可を得て公判期日出席して、自ら直接証人尋問や被告人質問を行うことができることとされているわけですが、その被害者参加人が自ら

が参加した刑事裁判の審理の結果を踏まえて、結論に先立って量刑についての意見を陳述することとは、被害者参加人にとって大きな意義を有するとともに、その名譽の回復や被害からの立ち直りにも資するものであると考えられます。

また、委員も御指摘のように、被害者の方々は一般に被告人がどのような刑罰を科されるかについて最も関心を有していると考えられますので、その御要望も大変強いと考えられるところでございまして、このような観点から、その量刑についての意見も述べることでできるとすることが、その尊厳にふさわしい処遇を保障して、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するという基本法の趣旨に合致するものと考えているところでございます。

○浜四津敏子君 次に、改正後の三百六十六条の三十五についてお伺いいたします。

ここでは、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に關し意見を述べることができる、検察官がその権限を行使し、又は行使しないとしたときには、必要に応じてその理由を意見を述べた者に説明しなくてはならないと、こういう規定がございませう。この規定の趣旨について、まず法務当局にお伺いいたします。

○政府参考人(小津博司君) 被害者参加の制度が適正かつ円滑に運用されるためには、被害者参加人等と検察官との間の密接なコミュニケーションに基づきまして、検察官は被害者参加人等の要望をも十分に踏まえて公益の代表者としての適正な訴訟活動を行い、被害者参加人等は、このような検察官の訴訟活動の意味、内容をも十分に理解した上で自らの訴訟活動を行うことが重要であると考えられるわけでございます。

そこで、本法律案では、検察官が被害者参加人等の要望を十分に把握できるように、参加人等が検察官に対して、この条文に規定がございませうような、検察官の権限の行使について意見を述べる

ことができるようにし、このような意見を述べた被害者参加人等が検察官の活動や意味を十分に理解できるように、検察官が必要に応じて説明を行わなければならないということを明文で明らかにしたものでございます。

○浜四津敏子君 まさしくこの三百六十六条の三十五というのは、検察官と被害者参加人との間で十分なコミュニケーションが必要なんだということを示しているわけでございます。

参考人の御意見の中で、検察官がどれだけ自分たちの思いを分かってくれるかと思つたかという質問に対して、一割だという大変驚かされた答弁がございました。それほど被害者の方々というのは、検察官から十分なこれまで説明を受けておられなかつたんだなということを参考人の方のお声から感じた次第でございます。

ともかくも、被害者参加の制度が適正、円滑に実施されるためには、十分な検察官と被害者参加人との間でコミュニケーションを図る、そして検察官の側でその被害者の思いとか痛みとかあるいは要望を的確に受け止める必要がある、また検察官として、こうするんだ、こういうふうな考えているというふうなことを十分に素人の方にも分かるように説明を丁寧にと、こういうことが重要であると考えておりますけれども、法務当局としてはこの点についてどう認識しておられるのでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) 委員御指摘のとおりでございます。被害者の方々の御要望、御意見をまずは十分に伺うということが重要でございます。そして、検察官がどのような訴訟活動を行うかということ丁寧に分かりやすく説明をするということが重要でございます。

また、その過程におきまして、そもそも刑事裁判というものがどのようにして進行するのか、検察官の役割、被告人の立場、弁護人の役割、そして裁判所の役割につきましても、折に触れてと申しますか、きちんと説明をする。その説明が十分に行われまないと、どうして検察官はこの時点で

こういうことをするのか、逆に言うと、ここまでしかできないのかということも御理解いただけないと思ひますので、それも含めて十分な御説明をすることが大事であろうと、このように考えております。

○浜四津敏子君 是非その点を十分に認識して取り組んでいただきたいと思ひますが、今後十分にそのコミュニケーションが取れるようにするために、御参考までにお伺いいたしますけれども、これまではどうも自分たちの思いの一割ぐらいしか分かつてもらえなかつたというふうな声が出るような実態だつた。これまでの検察における被害者保護の取組としては、どのような取組をしてきて、またその運用状況というのはどういふものであつたのかについてお尋ねいたします。

○政府参考人(小津博司君) 近年、検察におきまして被害者の方々の保護、支援のための具体的な取組を行つております。その内容の幾つかを御紹介いたします。

まず、平成十一年の四月から、それまで幾つかの地方検察庁において実施されておりました被害者等通知制度、これは事件の処理の結果でございますとか公判期日、裁判結果等を被害者の方々の御希望に応じて提供するというものでございませうが、これを全国統一の制度といたしました。また、平成十三年からは受刑者の釈放に関する情報の提供を開始するなど、各種の情報に関する情報を整備いたしました。また、平成十一年の十月から全国の地方検察庁の本庁に被害者支援員を配置いたしました。犯罪被害者相談、それから被害者の方々への情報の提供や法廷への付添い等を行う。

また、平成十二年の四月からは、地方検察庁本庁に被害者ホットラインを設置いたしました。被害者の方々からの相談に応じております。また、平成十二年の二月と平成十六年の五月に不起訴記録の開示につきまして、被害者の方々が民事訴訟等で十分に権利を行使できるように、一定の限度で不起訴記録の開覧、謄写を可能とするなどの弾力的な運用を行うことといたしました。平成十八年

の三月からは、御要望に応じて冒頭陳述の内容を記載する書面を交付することも始めたところでございます。

このような具体的な取組を行いながら、検察庁の部内で犯罪被害者の方々の気持ちを十分分るような研修その他を行ったり、具体的な問題点について話し合うなどしているところでございます。

○浜四津敏子君 欧米諸国では、そうした必要とされる情報をきちんと説明するというところに、犯罪被害者を支援する組織、例えばそれが民間の組織であっても、こういう取組をやっているところがありますよという情報も検察官の方からきちんと説明すると、こういう取組がなされているようですので、その点についても今後十分配慮しながら取り組んでいきたいと思っております。

次に、昨日の参考人の方の御意見の中にこういう御意見がありました。

被害者参加の制度については、裁判員裁判への影響を見定めるために、被害者参加制度の実施を裁判員裁判が実施された後に延期すべきである。そもそも裁判員裁判の制度が検討されていたときには被害者参加制度というのが検討されていなかったのではないかと。だから、あつ、逆ですか、被害者参加制度のときに裁判員制度との関連というのは検討されていなかったと、だから、この参加制度というのは裁判員裁判が実施された後に、その様子を見ながら導入すべきであると、こういう参考人の御意見がございましたけれども、この点については法務省はどうお考えでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) 被害者参加の制度につきましても、これまでも御説明申し上げておりますよないきさつで、できるだけ速やかな実施が求められて、私どもとしては法案を取りまとめ提出させていただいておりますので、是非とも御理解を賜ればと思っております。

この被害者参加制度の制度設計に当たりまして

は、もちろん裁判員制度が間もなく実施されるといふ時期でございますので、法制審議会の議論の中でもこのことを十分に意識して議論、審議すべきだという意見は何人の方から出され、実際にそのようなことも意識しているいろいろな問題が、裁判員裁判であれ、それ以外の裁判であれ、生じないような工夫と申しますか制度設計というのはどんなものがあるのかということ、今回のような案を取りまとめさせていただいたということでございます。

もちろん、この法律を成立させていただきましたならば、この法律案の実施までの期間に更に、裁判員制度との関係も含めまして十分に準備を行いまして運用に万全を期してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○浜四津敏子君 また、本制度の導入につきまして、消極論、慎重論を取られる参考人の方からはこうした指摘もありました。被害者参加人の少年被告人への質問というのは、精神的に未熟で社会経験が乏しい少年への影響が非常に大きい、特にこの点が深刻であるという指摘がございましたけれども、この少年への影響についてはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) 本制度におきましては、家庭裁判所から刑事処分が相当であると判断されて検察官に逆送されて公判請求される少年の被告事件についても適用されると申しますか、それも対象になるわけでございます。

少年法は、少年の健全な育成等を期するため、少年がそのような刑事処分になります場合にも、その被告事件は、他の被告事件と関連する場合であっても、審理に妨げない限りその手続を分離しなければならぬものとしておられますし、また、少年に対する刑事事件の審理においても、心理学、教育学等の専門的知識等を活用して、少年や保護者等の性格や環境等を説明する方を尊重すべきものであるという規定が置かれてあるわけでございます。つまり、少年に対する刑事事件の審理についてこのような配慮を求めているわけでございます。

るわけでございます。

被害者参加制度を実際に運用するに当たりまして、検察官に被害者参加人の方から一定の事項について質問をしたい、あるいは意見の陳述をするという御希望がございましたときの検察官の対応におきましても、事案に応じてございしますが、そのような少年事件であるということも念頭に置いた適切な対応が必要であると思っております。裁判所の御判断におきましても、その点も含めて相当性等々の判断がなされるものと承知しております。

○浜四津敏子君 是非、少年事件についてはその点を心して取り組んでいただきたいと思っております。次に、損害賠償命令についてお伺いいたします。

改正後の犯罪被害者保護法十六条三項には、損害賠償命令の申立てについては、特別の事情がある場合を除き、四回以内の審理期日において、審理を終結しなければならず、こうありますけれども、なぜ三回でも五回でも十回でもなく四回なのか、その根拠、四回の審理期日で通常はどのようなイメージで審理をしていくことになるんでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(小津博司君) この審理期日を四回以内としたのは、一つは労働審判手続が原則として三回以内の期日において審理を終結しなければならないとされておりまして、これを一つの参考にしたわけでございますが、労働審判の手続におきましては、当事者双方が相手方の主張、反論に対して十分な準備をした上で第一回の期日を迎えるわけでございますが、本制度におきましては、刑事判決の直後に最初の審理期日が開かれるということを原則にしておりますので、それよりも一回多くしたということでございます。

また、実際にどのようなことをイメージしているかということもございしますが、もとより事案によって様々ではございますけれども、最初の期日、つまり判決の直後の期日におきまして申立人の主張の補充や、それに対する相手方である

被告人の言い分を聞いて、二回目当事者双方が更に主張や反論を行って、三回目必要な証拠調べをして、四回目で補充的な証拠調べをした上で終結すると、こういうようなところが一つの典型的な流れとして想定しているところでございます。もちろん事案によっていろいろではあるかとは思いますが。

○浜四津敏子君 それに関連いたしましたので、改正後の犯罪被害者保護法二十四条一項では、その四回以内の審理で終結することが困難だと認めるときは、申立て又は職権で損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができると、こういうふうな規定されておりますけれども、これによって安易に職権による移行というのが行われて、損害賠償命令制度が形骸化するおそれがあるのではないかと、こういう危惧を抱かれる方がいらっしゃいますけれども、これについてはどうお答えでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) ただいま御指摘の点につきましては、本制度は、不法行為の存否に関する事実関係は既に刑事裁判の中で明らかになっておりますので、本制度の審理において実質的な争点となるべき事項は通常は損害賠償に限られようと思っております。

また、簡易迅速な手続で審理することとしておりますので、事実関係について大いに争いがあるような事件は、通常はこの制度にはなじみにくいのではないかと考えております。すなわち、争いのない事件について既に刑事裁判で行われた成果を利用して行うという簡易な手続であるからこそ、安易な移行というものがなされないのではないかということも期待して制度設計をさせていただいたことでございます。

○浜四津敏子君 また、昨日の参考人の方の御意見の中でこういう御意見がありました。今回の損害賠償命令には仮執行宣言を付することができるといふことになっているわけでございますけれども、これは仮執行されると取り返しの付かない被害を被ることになるのではないかと、したがってこ

これは、仮執行宣言というのは損害賠償命令に付すべきではないという御意見がありました。これに対してどうお答えでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) 犯罪被害者の方の立場からすればこの仮執行宣言というのは重要なものであると思いますので、他方、この手続で被告となる人、つまり刑事事件では被告人でありますけれども、その立場で十分な攻撃、防御を尽くすことが可能であろうかという問題でもあろうかと思えます。

先ほども申し上げましたけれども、この制度では四回以内の期日で審理を終結することが難しいと思われるような場合には、これは通常の民事事件に事件を移行させるということにしております。また、手続においては、すべての審理期日において当事者双方を呼び出して、出頭の間際を得て十分な攻撃、防御を尽くしていただくということを前提にしておりますので、この命令に仮執行宣言を付することについても相当の理由があると考えております。

○浜四津敏子君 次に、損害賠償命令の申立て手数料、二千元と定められております。被害者の方々の負担の軽減という意味からいいますと、申立て手数料というのはいくら低額であるといふことが望ましいと考えられますけれども、なぜ二千元と設定されたのか。ちよつとこだわるようですけれども、これも千円でも三千元でもなく二千元だとされた理由というのはどこにあるんでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) この点も、被害者のお立場からするとできるだけ低くということになるかと思えますけれども、しかし、この手続でどの程度の回数審理を予定しているか等々のことを考慮しつつ、他の制度の手数料がどれくらいかということを見ながら二千元とさせていただきます。例え、現在では刑事和解の手続でございますとか民事保全等におきまして手数料の額を二千元としておりますので、その額に合わせさせていただきます。

○浜四津敏子君 最後に大臣にお伺いいたします。

真の意味での犯罪被害者の権利利益の保護を図るためには、被害者の方が納得され、また一応満足と、こういう結果にするためには、この法律によつていろいろ新たな制度が設けられておりますけれども、法の規定に基づいた適正な運用というのが重要かと思われまふ。この点につきまして法務大臣の御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(長勢基遠君) 今回の法案によつて今後の刑事裁判が被害者の方々にも御納得いただけるというか、裁判に対する信頼を持つてもらえるようにする、なるという趣意で、この制度を十分に周知をしていかなければなりませんし、そういう中で、被害者の権利利益の保護を図るということについて、国民一般はもちろんでありますし、こういう刑事裁判に携わる検察、弁護士、裁判官、それぞれの方々がその役割を果たすようにきちんとしていただければと思います。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。先ほど築瀬理事からも御指摘がありましたけれども、昨日の参考人質疑で被害者の方からの検査への、私は厳しい批判として受け止めたけれども、そのようなお話がございました。先ほど御指摘があった点に加えまして、被害感情を被害者証人尋問の中で立証をしようとして、体重は幾ら減りましたか、家計は苦しくなりましたか、このような尋問事項が投げ掛けられると、これは私も被害者への、あるいは被害というもののへのパターン化された一律の認識を端的に示したものにほかならないと思うわけですね。ステレオタイプで被害者を見ています。

先ほど司法解剖に関して小津局長から、制度がないからという答弁がありましたけれども、ない

のは制度じゃなくて情なんじゃないんですか。情がない、心がない。誠意がない。法律家の共通の言葉で言いますと、私はリーガルマインドの問題なんじゃないかと思えます。そのマインドがないまま私はコミュニケーションというのは成り立たないと思うんです。

それで、通告とちよつと順番違ひますけれども、三百六十六条の三十五、この意義について伺いますので、今の私申し上げた点についての局長の御所見も含めてお答えいただけて結構ですが、この三百六十六条の三十五というものを独自に置いた意味、趣旨というのはどこにあるんですか。

○政府参考人(小津博司君) まず、委員御指摘のように、検察官が被害者の方と接してその方々の御意見を伺ったり、そのお立場を何らかの形で公判廷に顕出する際に大変重要なことは、被害者の方々は一人一人違う状況にあつて、それぞれの思いを抱いているということを深く理解するということであるかと思ひます。

この点につきましては、この間、特に比較的最近、研修や部内の会議におきまして直接被害者の方に来ていただいて検察の中でお話を伺う際に、そのような意味のことを逆に申しますと、検察側の対応がそのような観点から不十分であると申しますか大変不満であるという御意見を伺い、我々として深刻に受け止めているところでございます。

それぞれの方がそれぞれの場面で異なるという一つの例として私どもが受け止めたのは、例えば、被害に遭つてお気の毒であるとか頑張ってくださいという声をお掛けすることが、その被害者のおときの気持ちからしてどうなのかということまで思いを致して検察官なりがそういう言葉を出しているのかということもございまして、そのことを更に深くこれからは我々は被害者の方の御意見を伺いながら対応していく必要があるかと思ひます。

それから、御指摘いただきましたので一点、先ほど私の答弁で、臓器の取扱いについて制度がな

いと申し上げました。これは、制度がございませんでそう申し上げたのでございませうが、制度がありませんで、その鑑定にかかわつた医師の方や担当官がその判断でその都度被害者の方にそのことを説明をする、あるいはそれがしていない場合があつたということもございませうので、この点について私どもとしては御意見を十分に受け止めて検討してまいりたいと考えております。

次に、直接御指摘の三百六十六条の三十五の趣旨でございます。

これは、被害者参加の制度が適正かつ円滑に運用されるためには、被害者参加人と検察官との間の密接なコミュニケーションに基づいて、検察官は被害者参加人等の要望をも十分に踏まえつつ公益の代表者として適正な訴訟活動を行う、被害者参加人等はこのような検察官の訴訟活動の意味や内容をも十分に理解した上で自らの訴訟活動を行うということが重要であるかと思ひますので、このような規定を設けたということでございます。

○仁比聡平君 検察官のリーガルマインドというのは、これは被害者の方々も、被害者の言うなりになつてくれということを要求しているんじゃないかと思ひます。被害者の心情を量つた上で、もちろん検察官の立場がありますから、これは手続の問題でも、あるいは被告人の権利保障の問題でも、あるいは捜査機関、第一次捜査機関に対する、警察に対する対応の問題でも、それを適正にということが私は求められるんだと思ひます。

この三百六十六条の三十五なんですけれども、今の御答弁で言いますと、先ほどもお話を申し上げますけれども、参加人に対する説明義務、あるいは参加人は検察官の権限の行使に関して意見を述べることができるといふ、こういう規定になつていくわけですね。

そうしますと、先ほど公訴提起前の被害者はどうなのかというお話がありました。あるいは公訴提起後も参加を求めない、あるいは参加すること

ができない、これは参考人質疑の中では、言葉として適正かどうかは別として、弱い被害者という言葉もありましたけれども、そういう方々との関係では、だから被害者全体との関係ではそのような法律上の義務を負わない、ということになるんじゃないんですか。

○政府参考人(小津博司君) この条文は被害者参加人との関係で規定をしておりますので、この条文による義務という意味ではないわけでございますけれども、今回の法律改正全体の趣旨またその中で被害者参加人等との関係でこのような義務規定が置かれたということを十分に踏まえて、検察官としては公訴提起の前、また何らかの事情なりお気持ちで被害者参加の道を選ばれなかつた被害者の方々に對する御説明あるいは御意見を伺うということについても十分に配慮してまいらなければならないと考えているところでございます。

○仁比聡平君 そうしますと、参加の道を選ばなかつた被害者の方が公訴提起後、検察官の権限の行使に關して、参加人あるいは参加人の委託を受けた弁護士と同様に権限行使についての意見を述べたとき、これは参加されている方と同様に扱われるんですか。

○政府参考人(小津博司君) 参加人の方については、具体的な法廷での訴訟活動もございまして、そういう意味も含めて全く同じかと申しますと、違う側面が出てくるかもしれないけれども、被害者の方々に對してその御意見を十分に伺つて可能な限り適切な分りやすい説明をしていくべきであるということについては、被害者参加人以外の方についても同様であると考えております。

○仁比聡平君 そのように本場に運用されるのか、しっかりと見ていきたいと思うんですね。

それで、参加人の方々に對する説明義務について、条文で言いますと、必要に応じてという文言があるわけですね。つまり、必要に応じて説明しなければならぬというのであつて、この必要性の判断、必要があるのか否かというこの判断や基準と

いうのは一体どうなっているのか。そしてこれに違反する、説明責任に反するという場合が想定されるのでしょうか。その責任に反する、つまり検察官は私たちが尋ねたのにきちんと説明してくれなかつた被害者の方々が感じるときにどんな責任を負うことになるんですか。

○政府参考人(小津博司君) まず、この説明については必要性を判断するのはだれかということであれば、条文上は説明をする検察官であります。しかし、想定しておりますことは、検察官は説明を基本的にするわけでございます。いつどのようによの程度を説明をするかということでございます。

ただ、条文上、説明をするかしないかの判断も含まれているかということにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、条文には含まれていない、しかし、基本的にはする、じゃどういふような場合に説明をしないことがあるのか、と、これはもう、そういうことがあるのかどうか分りませんが、同様の質問を何度か受けて同様の御説明をし続けた場合にさあどうかというふうなことはあり得るのかもしれないと思つております。

それから、この検察官の説明につきまして、まずは十分納得されなかつた被害者の方々は、それでは今回は被害者参加人としてできることがあるわけでございますので、もちろん納得してもその権限を行使されると思ひますけれども、納得されなかつた場合には、特にと申しますか、御自分で例えばそのような主張を法廷の中でされるということになると思ひます。

これを、この相当性の判断につきまして、被害者の方々がどのように受け止めるかによつてその被害者の方々がその後対応されると申しますか、まず第一にはそんな説明ではおかしきということを強く検察官に言われると思ひますので、その際に御不満のないように是非対応してまいりたいと思つております。

○仁比聡平君 結局はつきりしないじゃないですか。

か。検察官がこの権限行使について被害者とコミュニケーションを取るんだというふうになつてこの法案の根幹部分としておっしゃっているけれども、これまでどれほど変わりますか。必要に応じてしか説明しない、その判断は検察官がやる。

結局、そうすると被害者の参加人の主体性というのはいくつかの点で直接関与とおっしゃるならば、結局、検察の判断下、支配下、コントロール下に置くということになりませんか。それには納得いかないという強い意思を持った被害者の方々は、検察とはもう信頼関係を失つて公判廷に臨むということになりかねないというのを私感するんです。もうこれは評価の問題になつて議論になつちゃうから、また時間があれば議論したいと思つておられます。

私、そういう関係もあつてちよつとお尋ねしたいんですけれども、前回申し上げたように、日本の刑事司法の審理というのは、罪体についての事実審理とそれから情状立証、これが分離されていなくて、この中で、有罪であるとか検察は確信を起訴はされたけれども、実際に審理が進む中でこれは無罪だという心証を抱かれることはあります。論告でこれは無罪であるという弁論をされること、それは、手続上の負担を被告人に掛けた以上、公訴を取り消してやめるよりも無罪判決もらつた方がいいという判断されることあります。

だけれども、被害者あるいは被害者参加人の委託を受けた弁護士は、その検察の事実認定には異論がある。いや、検察は無罪だと言つても私は有罪だと思つて、そうじゃなければ犯人はどこに行つたことになるんだかという心情になるのは、私は仮にそういう場面であれば分ると思うような気がするんです。

その三百六十六条の三十八で、相当と認める場合の言葉として、審理の状況という要件がありますけれど、これは検察が無罪論告がふさわしいと

思つたような場合というのは含まれるわけですか。

○政府参考人(小津博司君) 一点だけ付け加えておきたいんですが、先ほど、検察官の説明等について被害者の方が強い不満を持たれて、これは法律からしてもその必要性の判断がおかしいというときには、検察は組織でございますので、その検察官の上司に言つていただく等々のことはもちろん可能でございますので、その辺りも含めて、今後この法律が施行されるまでの間に十分な検討をしたいと思います。

それから、ただいまの御指摘につきまして、正にそれまでの審理の状況、出た証拠、攻撃、防御の中身からして、これはもうその被告人が無罪だという前提で審理が進んで、最終段階になつたときに検察官は無罪の論告をする。それにもかかわらず被害者の方が、恐らくその場合には、法廷に顕出された証拠の評価とは大きく懸け離れて、やっぱりその人は有罪だと言いたいという場合には、正にその段階で検察官がそのような意見を言うことが相当かどうかということ判断されるということになると思ひます。

○仁比聡平君 今申し上げたのはもちろん極端な場合だと思ひます。めつたにある場合じゃないんですけれども、それでも、その被害者参加人の方々の地位が検察官の訴訟行為とどう関係しているのか。特別の地位と前回おっしゃりましたけれど、その本質がどこにあるのかということがよく分らないというところによつたり私は起因していると思つておられます。

証人尋問についてですけれども、局長は、示談、謝罪の状況というふうなことを情状立証の弾劾についての典型例としてよく御答弁されておられますけれども、私、この示談、謝罪の状況というのいろいろあり得ると思つておられます。これこれという事実を認めて謝罪をしたと情状証人が述べたときに、いや、その事実認めなかつたじゃないか、あのときには、例えば、わざとやつたんじゃないやありませんというふうな最後まで言つたじゃ

ないかというようなことは、これは当然、情状証人の証明力を弾劾する中ではこれは出てくるんじゃないかと思うんですね。

この証人尋問で、情状に関する事項というふうにおっしゃってきいてるんですけれども、その次の括弧書きの犯罪事実に関するものを除くというのとはどういう意味になるんでしょうか。この情状の中には、示談の成立状況とか以外に、当然狭義の犯情、犯罪事実の状況そのものが情状の証拠になることがある。それに動機を含めて、犯行に至る経緯あるいは犯行後の対応ですね、今後の更生の意欲などなど、犯行に関するものが情状になるわけですね。

これ、局長は、何か随分絞られるんだと、被害者参加人の方々が実際に尋問できるのは大変絞られるんだというふうにおっしゃるんだけれども、この条文を見る限りは、私はかなり広い範囲で情状証人に対する弾劾ができるようにも感じるんですね、違うんですか。

○政府参考人(小津博司君) たいま御指摘の点は、情状に関する事項ではあっても、同時に犯罪事実にも関係するものは除外するという趣旨でこの部分に犯罪事実に関するものを除くと書いてあるわけでございますので、いわゆる犯情については含まれない。それ以外の一般情状ということがございますけれども、その事項に関する弾劾に限られるということを明らかにするためにこのような条文にしたのでございます。

○仁比聡平君 犯情に関するものは含まれないというのは、犯行に至る経緯や動機、計画性などは、これは犯情に含まれるわけですか。

○政府参考人(小津博司君) 御指摘のとおりでございます。それらが正に犯情、つまり、情状には関係するけれども犯罪事実に関するものであるということでございます。それらは含まれないということでございます。

○仁比聡平君 そのような分離が実際に証人尋問を行う現場でできるのだろうか。これは、最終的には裁判所が制限をするということになるのかも

しません。まず、時間がありませんから端的に聞きますが、被告人あるいは弁護人の側の、その尋問をさせている被害者参加人に対する反対尋問権、あるいは異議の申立てなどの証拠調べの手続の権利、これは保障されるわけですか。

○政府参考人(小津博司君) これは証拠調べの手続でございますので、保障されます。

○仁比聡平君 すると、かなり厳しい審理がそこで行われるということも想定をされると私は思うんです。あり得ると思うんですね。その尋問に臨む際に、被害者参加人の方々は尋問事項を明らかにして検察官に申し出なければならぬということになっていくんですが、この尋問事項を明らかにしてというものは、これはどのような内容を明らかにしろという趣旨ですか。

○政府参考人(小津博司君) これは、その被害者参加人が尋問したいという内容が違法、不当な内容にわたらないか等々を判断するためのものでございます。

他方で、被害者参加人の方がその場で尋問をしたいと言われたときに、非常に詳細に尋問事項を言ってもらわなければ判断が難しいということでは、実際のこの尋問をすることが困難になると思われまして、尋問をした内容のポイントといえますか、それを伺って判断をするということになるのかと思えます。

○仁比聡平君 今のお話だと、尋問事項を明らかにしてと書かれてはいるけれども、どれほど明らかにされた上で被害者参加人の方々の尋問が始まるのかというのがよく分からないですね。検察官が自ら尋問する場合を除きという要件もあるわけですが、その申出を受けて、いや、それは検察官が自分で聞いた方がいいでしょうということでも聞かれる場合があるんじゃないかと思うんですね。検察官が尋問をそうやってしたときに、その検察官の質問とその結果に被害者参加人の方々が納得されたり私はいいと思うんですけども、納得されない場合、あるいは、仮に検察官の尋問が一〇〇%被害者の皆さんの思いにかなっていったとしても、そ

れでも私はこの証人に聞きたいんだという心情もあり得るわけでしょう。そういう場合はどうなるんですか。

○政府参考人(小津博司君) まず、被害者の方からすると、検察官が聞いたけれども、それは自分の聞きたいことが内容として尽くされていないと判断すれば、その段階で更に自分はこういうことを聞きたいと申出をして、その場合には検察官は意見を付けて裁判所にそれを通知する。その場合には、検察官が相当と言いか相当ではないと言いかは別でございますけれども、裁判所の判断を仰ぐということでございます。

次に、自分の言いたいことを内容としては全部聞いてくれたけれども、やっぱり直接聞きたいという場合に、その場合にも検察官が、その場合には裁判所の方に聞きたいという、その状況をどのように判断するかはあるかもしれないが、やはり基本的には裁判所の方にお伝えをして、自分としてはそれは相当ではないと思うけれども、例えばでございますが、あるいは内容的には同様だと思われても、これは被害者の方の立場で違う角度から聞くのであるから相当だということもあるかと思えます。そのような対応をすることになると思われまして。

○仁比聡平君 やっぱよく分からないんですね。この法文には二百九十五条の第一項という制約も掛かっています、重複尋問やあるいは関連性のない質問は許されないわけですが、被害者の方々の心情や立場からしたときに、それが重複だと言えるのか。これは現場ではなかなかシビアな判断だと思いませんか。

もう一つ、最後になりますけれども、被告人質問に関連してちよつとお尋ねをしたと思うんですが、前回局長にお尋ねをしたところ、被告人質問においては、これは訴因の範囲内であれば事実関係についても被害者の参加人の方々が聞くことができる、ここには間違いはないという御答弁をいただいたわけですが。

つまり、被告人は、被害者の方々からの質問にすべて、犯情も含めて、犯行事実も含めて質問にさらされることになるわけですが、これまで黙秘権は法律上保障されているでしょうと、それから別の機会に任意に被告人がどこかで質問をする供述をするということはできるでしょうと、だから被告人側の防御権は害さないというふうな御趣旨の答弁が続いてきているわけですが、でも、そのような場面で事実上、法律上黙秘権が奪われてしまっているかどうかは別ですよ、ですけども、その被害者の方々から被告人がそのような質問を受けるときに、事実上心理的な圧迫を受けるというのはこれはあり得る、実際あるんじゃないかと思うんですね。

そこが言いたいのはちよつと言い過ぎなんじゃないかなと思うんですが、それについての回復手段といえますか、そういう場合、どうすれば被告人は被告人なりに言いたいことが言えるようになるわけですか。

○委員長(山下栄一君) 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○政府参考人(小津博司君) これは、正にその当該事案における被告人の防御活動の在り方ということになるかと思えます。

制度からいたしますと、被告人が刑事弁護人と十分に打合せをして、また事前の打合せができなければその場で弁護人と打合せをして、その援助を得て、答えるべきではないと思えば黙秘権を行使する、あるいはその場、面前では言いたいことが言えなければ次の機会をつくるというのが刑事訴訟法上の基本的な方法ではないかと思えます。

○仁比聡平君 それで本当に保障されるのか疑問です。終わります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。私は、被告人質問の問題に少し絞って質問をさせていただきます。今日は、午前十一時過ぎから東京地方裁判所に見

学に行かせていただきまして、大変勉強になりました。

そこで、私は、これは現実の事件ではありませぬけれども、委員の皆さんと一緒に被害者の意見陳述、現行法で認められております被害者の意見陳述というものをモデルを使って初めて聞かされた。文書を読み上げておられたわけでありました。裁判員席に同僚の先生方と一緒に座って、そして、目の前で被害者の意見陳述というものを聞かせていただきました。それだけでも大変迫力を感じました。多分、現実の裁判では文書を読まれるのか、あるいは生の言葉で話をされるのか、あるいは表情はもつと生々しく伝わってくるんだろうというふうに思っています。これが更にいわゆる求刑意見まで入ったときにどうなるのかなというイメージをかなり具体的に持つことができました。大変勉強になりました。

私は非常に驚きましたのは、先ほど築港議員の論議の中にもありましたけれども、被害者の意見陳述といつても、現在、この法案で新たに創設されようとしている求刑意見、事実と法律の適用に関する意見と一体どこが違うのかなというふうに見まがうほど非常に具体的にお話をされておりました。

殺人事件で、そしてその遺族の方が言わば意見を言うんですけども、自分の父と同じように極刑に処していただきたいということも言っております。あつ母ですか、お母さんと同じように被告人には極刑に処していただきたいということも言っております。あるいは被告人はいろいろなことを言っていますけれども、これは違うということをかなり具体的にその事実を踏み込んで、証拠の引用等ありませんでしたけれども、事実についても、ここは違う、これはこうだということも、ここをかなり細々と一言ながら遺族の無念の気持ちを切々と訴えておられました。

私は、こういう現行法の二百九十二条の二で定められている被害に関する心情その他の被告事件

に関する意見の陳述がこういう、今日私が東京地方裁判所で一つのモデルとして体験させていた形、多分それは、披露されたのは、通常こういう形で行われているんだろうということ、それで示されたと思うんですが、こういう形で行われているなら、なおそれ以上、具体的な事実あるいは法律の適用、つまり求刑までする必要というのは具体的にどこにあるのかなというふうな非常にやっぱり思えてなりません。

というのは、昨日の参考人質疑の中でも参考人の一人が、いろいろ意見はあるけれども、少なくとも求刑までは被害者にさせるというのはやっぱりいろいろ問題がある、これは弁護士だけではなくて、法曹界の自分自身は多数の意見ではないかと、自分が体験した範囲内ではですね、そういうふうなことまでおっしゃっていただいた後で私は今日の体験をしまして、現在もあそこまで行っているなら、更になぜ言わば具体的な求刑までする必要があるんだろうかと、その辺の必要性とかあるのは趣旨、目的について率直な疑問を持てしまったわけなんです、いかがでしょうか。

○政府参考人(小津博司君) 現行の意見陳述制度と今回新しく導入しようとしている制度の制度上の違いにつきましては、既に御答弁いたしましたので繰り返しません。

では、どのようなことが現行の意見陳述ではできないけれども、今度できるだろうかということになりますと、やや抽象的になりますけれども、やはり自分の心情を述べるために言っているのではなく、自分が被害者参加人としてその場に、つまり法廷の中でずっと審理状況を見ていて、場合によっては一部証人尋問やら被告人尋問をした結果として、特定の証人が言っていることは正しく、こちらの側は間違っている、やっぱりこういう事実が認定されるべきだと言いたいときに、それはやはり現在の意見陳述では言えないということとでございます。それから、確かに現在の意見陳述で、自分の気持ちとしてはもう一生刑務所から出てきてもらいたくないということを言えるわけ

でございますし、言っておられる場合があると思

います。今回の本法案の意見陳述がなされた場合に、被害者の方によつてはやはり同様に自分は無期懲役が相当であるというふうに言われる場合があるかもしれない。しかし、少なくともこの新しい制度におきましては、設定された訴因の範囲内でございますので法定刑にない意見を言うことは許されないのでございます。そして、検察官が論告求刑をした後でございまして、検察官としてこういう論告求刑をしたけれども、それを受けても自分としてはやはり少なくともこれぐらいの刑が相当ではないかと、こういう形の意見が言えるようになることとでございます。

○近藤正道君 制度論は言わずもがなでありまして、それはいいんですけども、ただ、私は今日、所長まで出られて刑事部長まで出られて、そして一つのモデルを示された、私はあれは東京地裁で日常的に行われている被害者の意見陳述だと思っております。正に、極刑に処していただきたい、そして具体的に犯行経緯等についてのやっぱり事実認定、被告人の言っている主張は誤りだということをかなり具体的に言っている、こう言っていました、それは。

私は、当初はこれから創設される事実又は法律の適用についての意見陳述ではないかと最初に間違つたぐらい、誤解したぐらい、誤解してしまっていて、こういうことをこれからやるものとしていられるんですかというふうに聞いたら、いや、もう現に行われている被害者の意見陳述をやったんですと、こういうことですから、私はある意味で非常に驚いた。あそこまでやっていながら、あれ以上なせ求刑までという、そういう疑問なんですよ。

しかも、新たにそういう制度を設けておきながら三百六条三十八の四項では証拠にしない、証拠とはならない。ここがやっぱり分からない。多分一つの妥協の産物なんだろうというふうな思

とすべきだと。あるいは、そうでなければ新たにこういう制度は設けない、筋としてはやっぱり思うんですけども、証拠にしないということであれば、これは結局、参考人も言っていましたけれども、感情面だけやっぱり訴えると。ガス抜きなどという話、私はそういう言葉使いたしませんけれども、感情面だけをやっぱりアピールすることになる、それはやっぱり否めたいではないかと。職業裁判官ならいざ知らず、言わば裁判員の前でそういうことをしてどうなんだろうかと。私は、本当に被害者保護というのはよく分かるけれども、しかし、私もやっぱり法廷に立つた経験を持つ弁護士としてこのところはやっぱり非常にやっぱり不安なんです。

どうして言わば証拠として採用しないのか。今でも具体的な求刑意見まで実質的にやっている、事実についての意見も言っている、更にそれを明確に事実についても言えるよ、求刑についても言えるよと、そこまで踏み出しておきながら、なおかつ証拠としない。この言わばねらいといひましようか、趣旨、目的は何なんですか。

○政府参考人(小津博司君) 現行の意見陳述制度におきましては、被害者の方が心情を中心として述べる場合に事実関係に及ぶこともありますし、心情を表現する方法として刑の量定に及ぶこともあるわけでございますが、被害者の方が言われて、現制度で言っておられることは正に被害者の方の心情を述べておられるので、その方がそういう心情にあるということを裁判所は情状証拠として、情状を判断する資料として構わないと、こういう整理をしているわけでございます。

今回、新しい制度は、意見、つまり、私どもは検察官の論告求刑とは被害者の今回の新しい意見は立場が違うという御説明はしておりますけれども、意見であるという点については同じでございます。つまり、検察官の論告求刑を証拠にしてはいけないわけでございます。それと同じような意味で今回の制度の被害者の意見についてはそれ自体を証拠としてはいけないということを、ある意

味では当然のことではございますが、明らかにしたと、こういう趣旨でございます。

○近藤正道君 このところは論理的に整理が付かないんだらうなというふうには私自身もある程度分かった上でお聞きをしているわけでございます。

一番やっぱり懸念すべきことは、裁判員制度の中でこういうことが行われる。私は、被告人質問を仮にやっただとしても、そこで被害者が正に被告人と対峙をして、そして自分の思いをやっぱりぶつけていく、そしていろんなものを引き出す、あるいは自分の気持ちをやっぱりそこで訴える、そういうことを全部受けて最後は検察官が正に後は自分がという形で求刑をする、それでいいんじゃないかというふうな思いがしているんですけれども、しかし、その検察官の求刑の後に被害者の事実のみならず求刑もあると。

通常は、私は多分検察官の求刑を上回ってかなりの場合、法定刑の正に上限の求刑があり得るんじゃないかというふうに思います。確かにその後、弁護人、被告弁護人の最後の言わば弁論というものがあっても、しかし、その被害者の求刑のインパクトというのは私はやっぱり相当なものがあると。これが言わば裁判員制度に与える影響と、言わば重罰化の傾向といいたまいますか、そのことをやっぱり懸念するわけでございます。

私たちはこの法務委員会でも法定刑を引き上げる際にはかなりその都度厳格なけんけんがくがくの議論をいたしますけれども、しかし、この被害者参加制度の下では私は重罰化の傾向、これはやっぱり否めないんじゃないかというふうにお考えでしょうか。それはやっぱり避けられないんじゃないでしょうか。それはやっぱり避けられないんじゃないでしょうか。重罰化の傾向というものは。

○政府参考人(小津博司君) 具体的な事案におきましてどのような刑が適正であるのかということにつきましても、それぞれの立場によってもちろん見方は異なるわけでございます。

被害者の方が法廷で発言することによって、その裁判所の判断、裁判員制度になりましたら裁判員の方が入れられますけれども、その裁判所の判断が不当に影響を受けることがあるらうかというふうな考えました場合に、私もはそうではないと思っております。

その判断の一つのよりどころとしておりますのは、現行法の意見陳述制度があり、その中で正に被害者の方の気持ちとして情状の資料にして構わないという前提で被害者の方が大変に強い内容のことも言っておられる。この制度につきましても、年間数百件から最近では千件、これが多いと見るとか少ないと見るかはございますけれども、まあ経験を積むという意味では十分多い量ではないかなとは思いますが、その意見陳述をしておられる法廷においてそのような不当な影響が出ていくというふうには私も認識していません。

もちろん裁判員制度になりましたら一般の方が入れられるわけでございますので、ただいまの御指摘の点につきましては、これは検察官の論告求刑であれ、被害者の方の意見であれ、あるいは弁護人の弁論であれ、それが意見であるということ、認定はあくまでも証拠に基づいてしなければいけないということについて職業裁判官におかれて十分に裁判員の方々に御説明をさせていただく必要があると、このように認識しております。

○近藤正道君 アメリカでは死刑判決で被害者参加が陪審員に影響を与えるという報告があるというふうな聞いております。そしてまた、日本の国内でも現行の意見陳述権の行使で判決に影響を与えているというそういう調査結果もあるようでございますが、この辺の内外の被害者参加制度と量刑の関係に関する調査というもののについては、この法案を提出するに当たってどの程度調査研究をされましたか。

○政府参考人(小津博司君) まず、現行の意見陳述制度につきましては、法務省では平成十六年の一月から三月にかけて、このときに法務総合

研究所に設置いたしました犯罪被害者のための施策を研究する会におきまして、意見陳述を行った方々に対するアンケート調査を実施いたしました。これはその当時も公表している内容でございます。

詳細には申し上げませんが、例えば意見陳述をしてよかつたとする方が六三%という結構高い率でございます。ただ、やってみて不満が残ったとされる方の不満の内容としては、意見を陳述したけれども被告人が十分に聞いてくれなかつたような気がするというふうな御意見もあり、興味深いわけでございますが、そのような調査はしております。

他方、先生御指摘のこの意見陳述制度の運用状態についての法務省以外の研究でございます。それほど多くはないと思えますし、私の承知しております範囲内では明確に一定の影響があつたという断言をしているものはちょっと承知してないのでございますけれども、いずれにいたしましても法務省ではそのようなことをしたわけでございます。

○近藤正道君 そうすると、被害者参加制度とその量刑との関係については、その研究発表について、そういうものはどの程度あるかということも含めて調査というものは余り十分にはされてないという、そういう受け止めでもいいんですか。ちょっと聞かせてください。

○政府参考人(小津博司君) 調査はいたしましたけれども、法務省以外のところでそのような研究があるとは承知しておりません。むしろそのような研究が余りないというように承知しております。

○近藤正道君 ですから、そういう研究がないんので特段調査はしなかつたということなんですか。
○政府参考人(小津博司君) 先ほど申し上げましたように、意見陳述をされた方々に対して、これ

は実は意見陳述だけではなくてもう少し幅広くやっているんですけれども、実際の犯罪被害者の方にいろいろなことをしてみてどうだったかというところについてはかなり詳細にアンケートで調査をしたところでございます。

○近藤正道君 いや、私は量刑との関係をさっきからいろいろ聞いていたわけですよ。その一つの前段として今ある被害者の意見陳述の話を聞いたんだけれども、しかし外国では、それは訴訟構造は違つけれども、職権主義の国あるいは当事者主義の国で被害者の参加制というのはそれなりにありますよね。だから、その現に行われている海外の情報についても調べられたのではないかと、この関係についても調べられたのではないかと、ふうに思うんで、それで聞いていますよ。ところが、先ほど来の話だとほとんど量刑との関係においては調査をしていないと、そういうふうにか私には聞かえないんだけれども、どうなんですか。それを明確に答えてください。

○政府参考人(小津博司君) 我が国におきましても量刑が個々の事案でどうかということ、個々の事案について異なるということもございまして、被害者参加をしたことがどのように影響したかということについての、それに特化した調査をしております。

海外につきましては、その制度や運用状況については可能な限り情報は収集いたしましたけれども、ただいま委員御指摘のような明確な調査結果があるということも少なくも現時点では私どもは把握していません。

○近藤正道君 私は、国内ではないんだから、そのきちつとしたものなんかないですよ。せいぜい被害者の意見陳述、ついでこの間始めたところ、そのぐらいいいかならないんで、せめてその調査をしましたかということ、私が本当に聞きたいのは、海外では被害者参加の制度というのはそれなりにある、それは訴訟構造は違つ、当事者主義を取つていても日本の場合とはかなり違つような形で、事実認定のところまで入れているかどうかとい

う、いろんなその違いはあるけれども、少なくとも海外にはそれなりの蓄積があるわけだから、被害者参加と量刑との関係、これについてはそれなりをやっばり研究成果というはあるんではないかというふうに思うんですが、その辺のところはちゃんと調べましたか、調べた上でこの法案を出しているんですかというふうな質問です。ストリートに、端的に答えてくださいよ。

○委員長(山下栄一君) 局長、明確に答えてください。

○政府参考人(小津博司君) 私どもがこれまで諸外国について収集した情報の中にはそのような情報は得ておりません。

○近藤正道君 そのような情報って何ですか。その重罰化という、そういうことですか。何ですか。

○政府参考人(小津博司君) 被害者参加と量刑に關する具体的な研究結果についての情報は私どもは得ていないということです。

○近藤正道君 それはしかし極めて重要な問題なんではないでしょうか。法案を出す、あるいは制度設計する場合の重要な私は前提ではないかと思えますよ。

しかも、これ先ほど来話ありましたけれども、裁判員制度を導入する際に、皆さんはそれなりの議論をしたと、こういうふうにおっしゃっているけれども、だつて参考人出てこられて裁判員制度の導入の際にはこの被害者参加の議論というのはそんなになかったという話皆さんされているわけで、しかも、多分間違いなく言えることは、その議論があつたかないかという話はちよつと別に置いたとして、被害者参加の問題と量刑の關係についての議論というのは法制審議會の中でもほとんどなかったんじゃないですか。全くなかったんじゃないですか。これはどうですか。

○政府参考人(小津博司君) 法制審議會の中でそのような重罰化の影響があるのではないかという御意見が出されて議論がなされたという事実はございません。

○委員長(山下栄一君) もう一度、小津局長。時間が過ぎております、簡潔に。

○政府参考人(小津博司君) ただいま私が申し上げましたように、重罰化に関する御意見が出たことはあつたということでございます。

○委員長(山下栄一君) 近藤君、時間が過ぎていきますのでまとめてください。

○近藤正道君 はい。私は、少なくともこの被害者参加と量刑の關係についての議論なんというのはほとんどなかったというふうな思っています。いずれにしても、時間がありませんので、私はやっばり更に続けさせていたきたいというふうな思っておりますが、極めて重要な問題が本當にしっかりと議論されているかどうか、これはやっばり慎重に議論する必要があるということに改めて申し上げます。続行させていただきますというふうな思っています。ありがとうございます。

○委員長(山下栄一君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会